

第5次
関市行政改革大綱
実施計画
(H23実績・H24計画)

関市
平成24年6月

— 目 次 —

1 協働によるまちづくり

- (1) 市民や民間との協働を推進します . . . 1 ～ 3
- (2) 開かれた市政を推進します . . . 4
- (3) 民間活力の導入を推進します . . . 5 ～ 7
- (4) 市民と共にきれいなまちづくりを推進します . . . 8 ～ 9

2 歳入増加に向けた取組

- (1) 受益と負担の公平性を確保します . . . 10 ～ 14
- (2) 適正な納付・納入意識の高揚を図ります . . . 15 ～ 17
- (3) 自主財源の確保を図ります . . . 18 ～ 21

3 歳出削減に向けた取組

- (1) 市有財産の合理的保有・活用を図ります . . . 22 ～ 24
- (2) 商業・観光施設の民営化を推進します . . . 25 ～ 27
- (3) 地域と分担して集会場施設を整備します . . . 28 ～ 30
- (4) 民間事業者と分担して保育を実施します . . . 31
- (5) その他の施設の民営化・統廃合を推進します . . . 32 ～ 38

4 合理的な事業実施に向けた取組

- (1) 補助金・交付金の効果的な交付を推進します . . . 39 ～ 40
- (2) ルールに基づいた事業実施を図ります . . . 41 ～ 44

5 機能的な組織再編に向けた取組

- (1) 行政経営の効率化を図ります . . . 45 ～ 49
- (2) 市の活動を簡素化します . . . 50 ～ 51
- (3) 公営企業等の健全経営を推進します . . . 52 ～ 56
- (4) 第三セクター等の整理統合を推進します . . . 57 ～ 58

(平成24年4月担当課名変更)

※ 行政改革推進本部の指示事項

- (1) 積極推進：計画どおり、あるいは計画以上に進捗していることから、さらに積極的に進めるべきもの
- (2) 現状推進：計画が順調に進んでおりこれまでどおり進めるべきもの
- (3) 進行強化：計画の遅れが一部にあり進行を強化すべきもの
- (4) 見直し：今後のスケジュールの変更など計画の見直しが必要なもの

1 協働によるまちづくり

(1) 市民や民間との協働を推進します

① 行政活動における協働

行政と市民との協働のルールが明確でないことから、「協働のまちづくり指針」を策定し、行政におけるPDCAサイクルの局面に市民協働を取り入れる指針を策定します。そして、自治基本条例を住民協働のもとに調査研究し、制定します。

目 標（値）		自治基本条例の制定		担 当 課	市民協働課		
取組スケジュール		23年度	状況	24年度	25年度	26年度	27年度
協働のまちづくり指針		策定	○				
自治基本条例		調査研究	○	方針決定	制定		
状況欄には進捗状況を記入　◎計画より進んでいる　○計画通り　△計画より遅れがある　×根本的な計画変更							
年度		計 画		実 施			
H23		・ 協働のまちづくり指針の作成 ・ 庁内検討委員会の設置・運営 ・ 自治基本条例、まちづくり条例等の研究		・ 庁内検討部会を開催し、協働のまちづくり指針を策定及び公表（H23.7.1設置、4回開催）しました ・ 自治基本条例、まちづくり条例等の先進事例や資料収集などを行いました			
H24		・ 指針の実効性を担保する推進委員会を設置する ・ 協働のまちづくり指針の適正運用 ・ 自治基本条例策定委員会の設置 （素案の作成、住民とのワークショップなど） ・ まちづくり講演会の開催					
	評価	＜今後の課題、展開方針、理由＞					
3月時点 評価	継続	策定した協働のまちづくり指針を適正に運用するため職員へ周知徹底します。また、自治基本条例の制定にあたっては、市民との合意形成が必要不可欠であるため、その過程を重要視します					
行政改革推進本部の指示事項		（2）現状推進					
行政改革推進審議会の意見							

② 官学による知の連携

複数の大学と地域社会の発展等を目的に連携を図る協定を結んでいることから、各種計画策定時の調査研究や事業実施などの際、大学が持つ知識等を活用できるように更なる連携を図ります。また、専門委員や行政委員に大学教授等の協力を求め、大学との協働事業も推進します。

目 標（値）		協働事業の実施			担 当 課	市民協働課・関係課		
取組スケジュール			23年度	状況	24年度	25年度	26年度	27年度
大学との連携			検討・実施	○	→	→	→	→
状況欄には進捗状況を記入　◎計画より進んでいる　○計画通り　△計画より遅れがある　×根本的な計画変更								
年度		計 画			実 施			
H23		・各担当課による大学等との連携を推進 ・中日本航空専門学校との包括連携協定締結			・各担当課による大学等との連携を推進し、大学等連携実態を（大学等連携による　業務実績、課題、効果など）調査しました ・中日本航空専門学校との包括連携協定を締結しました ・大学等との連携を強化し、中部学院大学との連携に関する連絡会議を開催しました			
H24		・大学連携の取組事例等を示すことにより取組みを進める ・各担当課による大学等との連携を推進						
	評価	〈今後の課題、展開方針、理由〉						
3月時点評価	継続	他の自治体や先進の事例などを参考に大学連携を推進します。大学連携推進のため、定期的な担当者会議を開催し、大学との連絡調整及び情報提供に努めます						
行政改革推進本部の指示事項		（2）現状推進						
行政改革推進審議会の意見								

③ 提案型協働事業の実施

従来の市民活動助成金制度の中で、市が団体に実施して欲しい事項を提案し、その提案に対して実施する事業を応募する制度を新たに追加します。また、新たな協働型事業制度の創出として、市民団体及びNPO法人から広く事業提案をいただき、その中から実施すべき事業を審査の上で決定し、市民と行政との協働事業として事業委託します。

目 標（値）		協働型事業の実施		担 当 課	市民協働課		
取組スケジュール		23年度	状況	24年度	25年度	26年度	27年度
市民活動助成金の充実		検討	○	実施	→	→	→
協働型事業の創出		調査研究	○	実施準備	実施	→	→
状況欄には進捗状況を記入 ◎計画より進んでいる ○計画通り △計画より遅れがある ×根本的な計画変更							
年度		計 画		実 施			
H23		・現行制度の運用（助成金募集、審査） ・協働型事業の調査、研究 ・行政から提案する課題を、市民団体が解決できる仕組みを作る（制度の改正→協働型事業の創出）		・現行制度の運用により助成金募集・審査を経て、交付しました ・名張市、高浜市、朝来市、越前市等の先進自治体の視察、制度の調査研究を実施しました			
H24		・現行制度の運用（助成金募集、審査） ・市民が支援したい団体や事業を選択できる仕組みを作る ・新制度の運用（H25の助成金募集、審査）					
	評価	＜今後の課題、展開方針、理由＞					
3月時点 評価	継続	提案事業の内容検討、補助対象事業費の下限見直しなど市民と市民団体のニーズに合った制度になるように改正します。市民が支援したい団体や事業を選択できる仕組みを検討します					
行政改革推進本部の指示事項		（2）現状推進					
行政改革推進審議会の意見							

(2) 開かれた市政を推進します

① 情報公開の拡充

市民が行政運営への関心を深め、市政への参画を促すために、ホームページ等を活用し、市民が必要とする情報を適切な情報管理により公開します。

目 標(値)		行政情報の公開			担 当 課	総務管財課		
取組スケジュール			23年度	状況	24年度	25年度	26年度	27年度
ホームページ等の活用による行政情報の公開			検討・実施	○	→	→	→	→
状況欄には進捗状況を記入 ◎計画より進んでいる ○計画通り △計画より遅れがある ×根本的な計画変更								
年度		計 画			実 施			
H23		・国等の情報公開制度の運用や社会状況の動向を見ながら、適正な運用に努める ・各種委員会等の会議録の公開等について、公開基準等を検討する ・公文書公開に係る文書目録等の利用・公開について、文書管理システムと連携した運用を検討する			・国等や社会状況の動向を見ながら情報公開制度の適正な運用に努めました ・HPでの会議録等の公開については、市議会本会議における会議録のほか、農業委員会における会議録の公開を開始しました ・各種委員会に公開に関するアンケートを実施しましたが、多くの委員会からは意見が出にくいという懸念から公開を見送る回答があり、基準作成に至りませんでした			
H24		・国等の情報公開制度の運用や社会状況の動向を見ながら、適正な運用に努める ・各種委員会の公開基準や公文書目録等について実施若しくは課題修正及び検討する						
	評価	＜今後の課題、展開方針、理由＞						
3月時点 評価	継続	今後も国や社会状況の動向を見ながら、引き続き適正な情報公開制度の運用に努めます						
行政改革推進本部の指示事項		(2) 現状推進						
行政改革推進審議会の意見								

(3) 民間活力の導入を推進します

① 指定管理者制度の確立と推進

指定管理者制度の本来の目的に達するように、運営管理をモニタリングにより評価し、契約更新時に指定期間・選定方法の改善などに反映させます。また、民間のノウハウを活用し、収益性が高まるような契約への転換を進めるとともに、管理施設の有効利用も含め、市民サービスの向上につながるものとします。

目 標(値)		公募率の向上		担 当 課	総務管財課・関係課		
取組スケジュール		23年度	状況	24年度	25年度	26年度	27年度
公募による契約の締結		検討・実施	○	→	→	→	→
状況欄には進捗状況を記入 ◎計画より進んでいる ○計画通り △計画より遅れがある ×根本的な計画変更							
年度		計 画		実 施			
H23		・モニタリングの結果をもとに、各所管において指定管理者が、適正な管理運営・良好なサービスの提供を行っているかを確認し、今後の施設経営やサービス向上に役立てる。なお、契約更新時には、指定管理者の募集方法について、可能な限り公募による方法で契約を締結する		・モニタリングを実施し、結果を市ホームページで公表しました ・平成24年4月1日からの指定管理について、13施設で公募による契約を締結しました ・公の施設の指定管理者に関する指針を見直しました			
H24		・モニタリングの結果をもとに、各所管において指定管理者が、適正な管理運営・良好なサービスの提供を行っているかを確認し、今後の施設経営やサービス向上に役立てる。なお、契約更新時には、指定管理者の募集方法について、可能な限り公募による方法で契約を締結する ・モニタリングを含め常設の審議会によるチェック体制を構築する					
	評価	〈今後の課題、展開方針、理由〉					
3月時点 評価	継続	モニタリングを充分に生かすため、各所管において指定管理者への指導を徹底します。公の施設の指定管理者に係る指針の見直しを6月に提示します					
行政改革推進本部の指示事項		(2) 現状推進					
行政改革推進審議会の意見							

② 文化会館の運営見直し

管理運営費の節減及び市民サービスの向上を図るため、平成24年度から指定管理者制度を導入し、市民に愛され、親しまれる施設運営に取り組みます。

目 標(値)		指定管理制度の導入		担 当 課		文化課(文化会館)		
取組スケジュール			23年度	状況	24年度	25年度	26年度	27年度
指定管理者制度の導入			方針決定	○	実施	→	→	→
状況欄には進捗状況を記入 ◎計画より進んでいる ○計画通り △計画より遅れがある ×根本的な計画変更								
年度		計 画			実 施			
H23		・ 指定管理者制度の導入に係る方針決定 (1) 指定管理者が行う業務の範囲を検討する (2) 開館日、開館時間を含め、指定管理による住民の利便性の向上について検討する ・ 文化会館条例を改正し、手続きを進める ・ 公募に向けて募集要項、仕様書等を作成する			・ 指定管理者制度の導入を決定しました ・ 文化会館条例改正、募集要項・仕様書の作成等手続きを進め、指定管理者を公募しました ・ 3件の応募から特定共同企業体を指定管理者に決定し、議会の議決を経て協定書の締結に至りました。 ・ 自主事業の企画運営は市直営により実施しています			
H24		・ 指定管理者による業務開始（4月） ・ 指定管理者の業務遂行状況を確認及び指導する						
	評価	＜今後の課題、展開方針、理由＞						
3月時点 評価	継続	予定通りに指定管理に移行しました。モニタリングを行い円滑な運営について指導します。今後、自主事業の企画業務についても、民間ノウハウの導入を検討します						
行政改革推進本部の指示事項		(2) 現状推進						
行政改革推進審議会の意見								

③ PFIの導入推進

効率的で効果的な公共サービスを提供するため、新たな施設の建設にあたっては、民間の資金等を活用するPFIの手法について検討し、可能な事業から導入します。

目 標(値)		民間活力の導入		担 当 課	企画政策課・関係課		
取組スケジュール		23年度	状況	24年度	25年度	26年度	27年度
P F I の導入		検討・実施	○	→	→	→	→
状況欄には進捗状況を記入 ◎計画より進んでいる ○計画通り △計画より遅れがある ×根本的な計画変更							
年度		計 画		実 施			
H23		・内閣府の情報及び他市町村の先進事例の収集などの調査研究し、導入マニュアル作成を検討する ・説明会等への参加 ・関係課職員対象の導入推進セミナーを実施する		・ P F I 導入マニュアルの内容や構成について、他自治体の参考例や内閣府から情報収集しました ・ (財) 地域総合整備財団の P F I アドバイザー派遣事業により、市職員関係課職員対象の導入推進セミナーを開催し、 P F I の概要や導入実務に関する基礎知識を習得しました			
H24		・ P F I 導入マニュアルを作成する ・ 関係課職員対象の導入推進セミナーを実施する ・ 各課の事業実施において導入を協議する					
	評価	〈今後の課題、展開方針、理由〉					
3月時点 評価	継続	先進事例等を参考に P F I 制度の調査研究をしましたが、当市においては P F I 制度が導入できる施設の建設予定がありません。現段階ではまだ浸透していない P F I 制度自体について職員の啓発が必要です。今後、施設建設する際に導入の検討が迅速にできる体制とするため、民間活力導入のマニュアルを作成します					
行政改革推進本部の指示事項		(2) 現状推進					
行政改革推進審議会の意見							

(4) 市民と共にきれいなまちづくりを推進します

① 協働による街路景観の維持

フラワーロード事業などの実績をもとに、協働による街路の清掃・美化活動の意識の普及を図り、市民による街路の緑化や環境整備を行います。また、原材料費等を市がねん出し、施設の整備など地域の管理を地域住民に行ってもらおうことで、環境整備を進めます。

目 標 (値)		地域住民による環境整備の推進		担 当 課	都市整備課・土木課		
取組スケジュール		23年度	状況	24年度	25年度	26年度	27年度
市民が行う地域管理		実施	○	→	→	→	→
状況欄には進捗状況を記入 ◎計画より進んでいる ○計画通り △計画より遅れがある ×根本的な計画変更							
年度		計 画		実 施			
H23		・平成23年度で25年目を迎えるフラワーロード事業は、6月5日(日)に市内約110箇所、約5,000人の参加者により、約58,000本花の植栽を行う予定で、市民の皆さんによる街路の緑化や環境整備を行う。11月に緑化事業の一環として花の苗約7,000本を希望する自治会等に配布し、協働による街路緑化を進める。苗代等400千円 ・側溝清掃や道水路の草刈り等、地域の協力により行う		・6月5日(日)実施サルビアを含む4種類7色58,000本の苗を購入し、職員や市内建設業者のボランティアにより市内約110か所に配布しました。当日は、自治会、子供会、老人クラブなど約5,000人の参加者により植栽を行いました ・苗代等消耗品費2,510千円、花壇等維持管理業務委託費1,480千円、パンジー・ビオラの苗7,600株の苗を購入し、11月から12月に自治会などの希望団体(76団体)に配布し植栽を行いました。苗代等消耗品費382千円			
H24		・平成23年度と同規模でフラワーロード事業と緑化事業を実施し、市民の皆さんによる街路の緑化や環境整備を推進する					
	評価	〈今後の課題、展開方針、理由〉					
3月時点 評価	継続	25年間継続している市民参加の緑化環境整備事業であり、今後も継続を希望する自治会や団体がある反面、植栽場所に対する不満や植栽後の花の維持管理が困難との意見もあるため、実施については、市民あるいは自治会等の団体による花の維持管理が可能かを事前に確認するとともに、防草シートの設置による植栽場所の縮小など対応を考え実施していきます。広報せきで植栽希望団体を募集しており、問い合わせが多く受付開始後2日で予定数量に到達したことから、現状のまま継続して実施したい。また、本年度よりモデル地区で設置する地域委員会とも協働していきます					
行政改革推進本部の指示事項		(2) 現状推進					
行政改革推進審議会の意見							

② アダプト・プログラム（里親制度）の推進

公園や河川、道路を、地域の住民や企業で管理する意識の普及を図りながら、地域の皆さんが責任を持って計画的にそうした公共施設の清掃・美化活動を行うアダプト・プログラム制度を活用し、道路、河川、公園等の管理を進めます。

目 標（値）		5年間で10団体以上		担 当 課	建設総務課		
取組スケジュール		23年度	状況	24年度	25年度	26年度	27年度
アダプト・プログラムの締結		検討・実施	△	→	→	→	→
状況欄には進捗状況を記入 ◎計画より進んでいる ○計画通り △計画より遅れがある ×根本的な計画変更							
年度		計 画		実 施			
H23		・道路法面、河川堤防、公園等の草刈等のアダプトプログラムを推進するため、広報せきで周知する		・ホームページでの周知を実施しました ・7団体と締結し活動されていますが、新規の締結はありませんでした			
H24		・H23の実績報告を元に、活発に活動している団体をホームページで紹介し、活用団体の意欲向上を図る ・ホームページ等を活用し参加団体を募集する					
	評価	＜今後の課題、展開方針、理由＞					
3月時点評価	見直し で継続 (改善)	同種の事業等と比較して報償費等もなく、完全なボランティア活動であることから新たな締結見込みは少ない状況です。農務課の事業や地域委員会との関係の整理が課題であり、新規開拓ではなく現在活動している団体に継続してもらえるような対策を実施します。ロードプレーヤー、河川美化報償事業、リバープレーヤー等の類似事業が存在することから、市民協働課とともに統一的な運用を図ります					
行政改革推進本部の指示事項		(3) 進行強化 団体だけでなく個人との契約も視野に入れて進め、市が所有する草刈り機等、機材貸出の検討を指示する 活動団体・個人の取組事例を新聞や広報等で紹介するよう指示する					
行政改革推進審議会の意見							

2 歳入増加に向けた取組

(1) 受益と負担の公平性を確保します

① 公平な税の負担見直し

関市全体の公平な固定資産税・都市計画税の負担のあり方を、上・下水道の使用料見直しなど他の負担のあり方も含め、検討し、公平な税の負担を図ります。

目 標（値）		公平な税の負担			担 当 課	秘書広報課・企画政策課・税務課 ・都市計画課・水道課・下水道課		
取組スケジュール			23年度	状況	24年度	25年度	26年度	27年度
公平な税の負担の見直し			調査・協議	○	→	方針決定	実施に向けた周知	実施
状況欄には進捗状況を記入 ◎計画より進んでいる ○計画通り △計画より遅れがある ×根本的な計画変更								
年度		計 画			実 施			
H23		・市町村合併からの経緯の整理、試算等、現状を把握し、関係課で協議する ・都市計画税の課題・問題点を調査研究し、今後の方針を具体化する			・都市計画税の課題・問題点について、税務課、都市計画課、企画政策課で整理し、市税全体と照合して検証を行いました			
H24		・他市の類似事例を調査し、方針案の選択について検討する						
	評価	＜今後の課題、展開方針、理由＞						
3月時点評価	継続	公平な税負担の視点から検討部会を設置し、都市計画税の課題を共有し方針を決定します						
行政改革推進本部の指示事項		（2）現状推進						
行政改革推進審議会の意見								

② 償却資産に係る適正課税

固定資産税の償却資産について、未申告者を減らすよう期限内申告を促がすとともに、国税申告（法人税・所得税）資料との確認作業を継続的に実施し、適正な課税を図ります。

目 標（値）		未申告者率を5年間で半減		担 当 課	税務課			
取組スケジュール			2 3 年度	状 況	2 4 年度	2 5 年度	2 6 年度	2 7 年度
国税資料突合			実施	○	→	→	→	→
未申告者への課税			実施	○	→	→	→	→
状況欄には進捗状況を記入 ◎計画より進んでいる ○計画通り △計画より遅れがある ×根本的な計画変更								
年度		計 画			実 施			
H23		・ 国税申告資料の確認 ・ 実地調査			・ 国税申告資料から該当者を特定しました ・ 未申告者の中から特定した該当者に対して、現地調査（国税申告資料の確認）を実施しました。4 2 件実施し3件の修正実績がありました			
H24		・ 国税資料により確認すべき者の特定 ・ 実地調査						
	評価	〈今後の課題、展開方針、理由〉						
3月時点評価	継続	償却資産税専任者の配置により専門知識の習得、国税申告資料の確認や実地調査に積極的な取組みが可能になりました。現在の体制により償却資産税の適正課税に努めます						
行政改革推進本部の指示事項		（2）現状推進						
行政改革推進審議会の意見								

③ 使用料・手数料の見直し

受益者負担の原則から使用料・手数料の適正化を図ることとし、維持管理経費（使用料）、サービス提供経費（手数料）などの必要経費を算定し、3年ごとに見直しを行います。

目 標（値）		使用料・手数料の適正化		担 当 課	財政課・関係課			
取組スケジュール			23年度	状況	24年度	25年度	26年度	27年度
必要経費の算定			実施	△			実施	
使用料・手数料の見直し			検討	△	実施			実施
状況欄には進捗状況を記入　◎計画より進んでいる　○計画通り　△計画より遅れがある　×根本的な計画変更								
年度		計 画			実 施			
H23		・使用料及び手数料の設定基準について、同規模の他団体を参考にするなどして基準案を作成し、見直しを検討する			・関市健全な財政運営に関する条例を議会に上程しました（H24.5月議会可決） ・下水道使用料金の値上げを提案しました			
H24		・使用料及び手数料の設定基準について、同規模の他団体を参考にするなどして基準案を作成し、見直しを検討する						
	評価	〈今後の課題、展開方針、理由〉						
3月時点評価	継続	県内の市及び同級他団体の状況を調査し、担当課と調整します。見直しの時期については、他の料金等の改定時期を考慮して進めます						
行政改革推進本部の指示事項		（3）進行強化 実情把握を確実にし、統一した対応を講ずるよう指示する						
行政改革推進審議会の意見								

④ 減免制度の見直し

施設の利用に関して、使用団体や使用目的などにより使用料の減免がされていますが、条例、規則に加え、制度の細部について要綱等で規定し、定期的に見直すことで減免適用の適正化を図ります。

目 標（値）		減免制度の適正化		担 当 課	財政課・関係課		
取組スケジュール		23年度	状況	24年度	25年度	26年度	27年度
減免適用の適正化		実施	△	→	→	→	→
規定の見直し			△	検討	実施		実施
状況欄には進捗状況を記入　◎計画より進んでいる　○計画通り　△計画より遅れがある　×根本的な計画変更							
年度		計 画		実 施			
H23		・使用料の減免及び免除について、国・県・市に対する減免、その他の場合による減免の取り扱いについて見直しを行い、H24当初予算に反映させ、条例・規則等の改正を行う		・減免規定一覧表を作成しました			
H24		・使用料の減免及び免除について、国・県・市に対する減免、その他の場合による減免の取り扱いについて見直しを行い、H25当初予算に反映させ、条例・規則等の改正を行う					
	評価	＜今後の課題、展開方針、理由＞					
3月時点評価	継続	H23において減免及び免除についての見直しができませんでした。確実に実施するため、使用団体等との協議などを関係課とともに行います					
行政改革推進本部の指示事項		（３）進行強化 施設の使用料については、利用頻度を上げ多くの方に利用していただくために、無料化や減免、免除がとられてきた傾向はあるが、受益者負担の原則により使用料を負担してもらう。国・県・市も含め減免をしない方向性を出すべきであり、当市も必要な使用料を予算化する必要がある。一方で少子高齢化に配慮し、各年代の学生や高齢者が利用する際には、減免等（軽減）を考慮すべきという意見があることから、実情把握を確実にを行い、統一した対応を講ずるよう指示する					
行政改革推進審議会の意見							

⑤ ごみ処理経費の適正負担

ごみ処理に多額の経費が掛かっているため、排出量に応じた費用負担の公平性の確保を図る観点から、ごみ袋の料金の見直しを検討します。

目 標（値）		ごみ袋の料金の見直し		担 当 課	生活環境課			
取組スケジュール			23年度	状況	24年度	25年度	26年度	27年度
ごみ袋料金の見直し			検討	△	方針決定	実施に向けた周知	実施	→
状況欄には進捗状況を記入　◎計画より進んでいる　○計画通り　△計画より遅れがある　×根本的な計画変更								
年度		計 画			実 施			
H23		・ 現行制度の課題と意識調査案の検討 ・ ごみ袋の規格と販売方式の検討			・ 現行制度の課題検討に留まり、廃棄物減量等推進審議会での協議には至りませんでした			
H24		・ 意識調査案を検討し、ごみ処理に関する意識調査の実施、集約 ・ ごみ袋の規格と販売方式の検討 ・ 関連制度見直し、実施計画作成 ・ 廃棄物減量等推進審議会への諮問・答申 ・ 美濃市、中濃広域事務所との調整 ・ 条例規則改正						
	評価	〈今後の課題、展開方針、理由〉						
3月時点評価	継続	上下水道使用料金、国民健康保険料、消費増税の動向などの要因から、一度に公共料金を改正し引き上げることは市民に厳しい負担となるので、H25実施からH26実施方針に修正し、H24に意識調査し審議会に諮問します						
行政改革推進本部の指示事項		（２）現状推進 意識調査の実施による意見の集約が計画されており、ごみ減量等に対する啓発は大切であるが、ごみ処理には多大な経費が必要であり、ごみ袋の値上げによる処理経費の負担は必要である。ごみ減量化に積極的に取り組む事業所や自治会、世帯へは割引など優遇制度を検討するよう指示する						
行政改革推進審議会の意見								

(2) 適正な納付・納入意識の高揚を図ります

① 納付手段の拡充

多様なライフスタイルに対応した納付環境の整備（納付しやすい環境づくり）を図るため、納期内納付の拡大（コンビニ納付等）に取り組みます。

目 標（値）		納税の利便性の向上		担 当 課	税務課・債権管理担当課		
取組スケジュール		23年度	状況	24年度	25年度	26年度	27年度
再度振替		調査・協議	△	調査・協議	国保税・料 の実施	→	→
コンビニ収納		国保税の実施	○	→	→	→	→
クレジット収納（軽自税への導入）の検討		調査・協議	△	→	→	→	→
状況欄には進捗状況を記入 ◎計画より進んでいる ○計画通り △計画より遅れがある ×根本的な計画変更							
年度		計 画		実 施			
H23		・国民健康保険税について、コンビニ収納の実施 ・コンビニ収納制度、再振替制度の拡充 ・口座振替制度のPR（納税通知書への同封）		・国民健康保険税のコンビニ収納を開始しました ・口座振替依頼書をブックリングした納付書を発送しました ・納期を過ぎた税のコンビニ収納を検討しましたが、 延滞金の計算等の課題があり実現できませんでした			
H24		・インターネットバンキング、クレジット収納の 実施 ・納期を過ぎた税のコンビニ収納制度の検討 ・再振替制度の拡充					
	評価	＜今後の課題、展開方針、理由＞					
3月時 点評価	継続	多様なライフスタイルに対応した納税環境整備を整えることで、滞納を発生させないための対策として、口座 振替（再振替制度）の拡充を図ります					
行政改革推進本 部の指示事項		（3）進行強化					
行政改革推進 審議会の意見							

② 公売の推進

悪質な滞納者から滞納市税等を回収するため、搜索の実施及び公売を実施します。

目 標 (値)		搜索件数年間 3 件以上 公売件数年間 3 件以上		担 当 課	税務課・滞納処分規定のある公債権の管理担当課						
取組スケジュール		2 3 年度	状況	2 4 年度	2 5 年度	2 6 年度	2 7 年度				
搜索		実施	△	→	→	→	→				
公売		実施	△	→	→	→	→				
状況欄には進捗状況を記入 ◎計画より進んでいる ○計画通り △計画より遅れがある ×根本的な計画変更											
年度		計 画		実 施							
H23		・不動産公売（7 月・1 月） ・搜索による動産等の差押え実施		・不動産公売を実施（1 月）しましたが、応札はなく債権回収できませんでした							
H24		・不動産公売（7 月・1 1 月）、ネット公売 ・搜索による動産等の差押え									
	評価	＜今後の課題、展開方針、理由＞									
3月時点評価	継続	高額滞納事案を処理するため、不動産公売の推進を図ります。応札が無い懸念もあるため、公売価格の設定を検討する必要があります									
行政改革推進本部の指示事項		（3）進行強化 公売に応札実績が無いため、公売方法（単価設定・分割処分）を共通課題として検討するよう指示する									
行政改革推進審議会の意見											

③ 適正な債権管理と効率的な回収対策の推進

市債権の適正管理と滞納額縮減を図るために、庁内一体となり、債権管理のあり方や徴収のノウハウ、法令知識等についての研修会の開催をはじめ、不納欠損対象債権の洗出しや欠損処理、滞納処分規定のある公債権について市税徴収部門との連携による徴収対策の推進などに取り組みます。また、より効果のある手法として民間への委託（アウトソーシング、電話催告、弁護士活用）も検討します。

目 標（値）		滞納繰越額を5年間で5%減		担 当 課	税務課・滞納処分規定のある公債権の管理担当課		
取組スケジュール		23年度	状況	24年度	25年度	26年度	27年度
担当者研修会		実施	○	→	→	→	→
督促、催告の徹底		実施	○	→	→	→	→
アウトソーシングの推進		調査研究	○	実施	→	→	→
状況欄には進捗状況を記入　◎計画より進んでいる　○計画通り　△計画より遅れがある　×根本的な計画変更							
年度		計 画		実 施			
H23		・研修会、研究会の開催 ・未収金実績報告書、徴収計画書のとりまとめ ・適正な債権管理、債権回収の徹底 ・行政サービス提供制限、徴収事務効率化の推進 ・不納欠損対象債権の洗い出しと債権放棄の検討 ・債権管理検討委員会の開催		・担当者研修会として、債権回収マニュアルの説明会の開催、国保アドバイザー等による研修（5回）を開催しました ・未収金実績報告・H23年度徴収計画書のとりまとめを実施し、督促、催告書の統一様式への移行を行いました ・各課債権と悪質滞納者の対応を検討し、電話催告（業務委託）の研究を行いました			
H24		・研修会、研究会の開催 ・未収金実績報告書、徴収計画書のとりまとめを実施し債権管理検討委員会を開催する ・適正な債権管理、債権回収の徹底と徴収事務効率化の推進 ・不納欠損対象債権の洗い出しと、債権放棄の検討					
	評価	＜今後の課題、展開方針、理由＞					
3月時点評価	見直して継続（拡大）	市税・公課とこれらを除く市債権とでは、調査権限に大きな差異があるので効率性の観点から、債権回収の一元化のほか、市税・公課とその他の市債権との間における情報共有の先進事例について検討します。 滞納処分規定の無い公債権や私債権の回収には裁判所への出訴手続が不可欠となるので、関係課職員を対象にした書類作成や出訴手続に係る研修会を開催します。専門的な手続等が必要なため、専門の組織体制が必要と思われます（課の新設等）					
行政改革推進本部の指示事項		（2）現状推進					
行政改革推進審議会の意見							

(3) 自主財源の確保を図ります

① 企業誘致による税収増

優良企業の誘致を積極的に推進するため、工場用地候補地情報の収集、民間主導による工場団地の造成に対する積極的な支援を行うなど工場用地の確保に努めます。また、土地区画整理事業における用地への企業誘致も進めながら、雇用の創出と税収の増加を図ります。

目 標（値）		企業立地促進奨励金の新規交付事業件数年間 2事業所以上		担 当 課	商工課			
取組スケジュール			23年度	状況	24年度	25年度	26年度	27年度
企業誘致の為の進出支援			実施	○	→	→	→	→
情報収集・造成支援			実施	○	→	→	→	→
状況欄には進捗状況を記入 ◎計画より進んでいる ○計画通り △計画より遅れがある ×根本的な計画変更								
年度		計 画			実 施			
H23		・新たな産業用地として（仮称）池尻・笠神工業団地を岐阜県土地開発公社、岐阜県及び美濃市と整備事業計画していくとともに、優良企業の誘致を積極的に推進するため、工場用地候補地情報の収集、民間主導による工場団地の造成に対する積極的な支援を行うなど工場用地の確保に努める。 また、土地区画整理事業における用地への企業誘致も進めながら、雇用の創出と税収の増加を図る			・（仮称）池尻・笠神工業団地については、基本調査の実施に関する協定を締結し、調査・基本設計を岐阜県土地開発公社から委託契約しました。優良企業の誘致を積極的に推進するため、工場用地候補地情報の収集、民間主導による工場団地の造成に対する積極的な支援を行うなど工場用地の確保に努めています ・企業立地促進奨励金の交付件数は、H22が2件、H23が1件が対象となりました			
H24		・優良企業の誘致を進めるため、工場用地候補地情報の収集、民間主導による工場団地の造成に対する積極的な支援を行う。また、土地区画整理事業における用地への企業誘致も進めながら、雇用の創出と税収の増加を図る						
	評価	＜今後の課題、展開方針、理由＞						
3月時点評価	継続	（仮称）池尻・笠神工業団地において実施した工場用地需要調査では、事業規模等に不確定要素はあるものの実施は可能と判断されたため、岐阜県土地開発公社、岐阜県、関市及び美濃市の4者共同で基本調査の実施が決定しました。その調査において事業実施の可否、規模等を検討し、環境アセスメント調査、実施設計、用地買収、団地造成へと進む計画となっています						
行政改革推進本部の指示事項		（2）現状推進						
行政改革推進審議会の意見								

② ふるさと納税制度の推進

関市に対するふるさと納税のPRが不足していることから、寄付の効果が実感できるような使途を提示するなど寄付意識の高揚を図りながら、魅力的な記念品も考案して積極的にPRを行います。また、手続きの簡素化、納付方法の利便性の向上などを図ります。

目 標（値）		ふるさと納税件数年間10件以上		担 当 課	市民協働課		
取組スケジュール		23年度	状況	24年度	25年度	26年度	27年度
魅力的な使途及び記念品		検討・実施	○	→	→	→	→
コンビニでの納付		調査研究	○	実施	→	→	→
状況欄には進捗状況を記入 ◎計画より進んでいる ○計画通り △計画より遅れがある ×根本的な計画変更							
年度		計 画		実 施			
H23		・ふるさと納税（他市の状況）の調査、検討 ・コンビニ納付の可能性検討、法令等との整合性 ・電子メールによる申込方法の追加 ・寄付者に対する報償品の選択肢の拡大 ・寄付者の利便性が向上する納付方法の検討		・ふるさと納税の（他市の状況）調査・検討し、県人会や懇談会においてPRを行いました ・謝礼品を見直しました ・コンビニ納付が可能になりました ・H23で17件、71万円の実績がありました			
H24		・魅力ある謝礼品の検討（選択肢の拡大・内容の充実） ・寄付者の利便性が向上する納付方法の検討・実施					
	評価	＜今後の課題、展開方針、理由＞					
3月時点評価	継続	寄付者に対する謝礼品は、特産品のPR効果も期待できるため、常に検討を重ね魅力あるものにするとともに、鵜飼パックなど、関に来てもらえる仕掛けも検討します。また振込手段は利便性が良いものが適しているが、カード決済など手数料が必要なものは効果を精査します					
行政改革推進本部の指示事項		（2）現状推進					
行政改革推進審議会の意見							

③ さまざまな市の媒体への有料広告掲載の導入

広報紙や市ホームページなどで有料広告の掲載を行っていますが、さらに、封筒、印刷物、施設、公用車など媒体を所有する課ごとに検討会を開催し、新たな広告掲載の導入を進めます。

目 標 (値)		広告料5年後に500万円		担 当 課	秘書広報課・関係課			
取組スケジュール			23年度	状況	24年度	25年度	26年度	27年度
媒体ごとの広告導入			実施	○	→	→	→	→
ネーミングライツの導入			調査研究	△	実施	→	→	→
状況欄には進捗状況を記入 ◎計画より進んでいる ○計画通り △計画より遅れがある ×根本的な計画変更								
年度		計 画			実 施			
H23		・企業に対して広報紙やホームページ、コミュニティバス等への広告掲載を依頼し、事業拡大を図る ・可能な広告媒体を持つ担当課において、事業推進を図る ・広告審査会等において、ネーミングライツの導入について検討する			・ホームページのバナー広告について、10枠全部掲載することができました。(H23は年間で235万4千円) ・市民課で使用する窓口封筒に広告を導入することができました ・屋内の壁面や玄関マット、メインアリーナの観客席前パネルなど、実現の可能性がある媒体などについて検討を行い、壁面広告など代理店から提案のあったものについて担当課に検討依頼しました			
H24		・企業に対して広報紙やホームページ、コミュニティバス等への広告掲載を依頼し、事業拡大を図る ・可能な広告媒体を持つ担当課において、事業推進を図る						
	評価	〈今後の課題、展開方針、理由〉						
3月時点評価	継続	ホームページのバナー広告については、10枠全てが掲載できました。広報紙も前年の件数を上回る件数を掲載できましたが、ネーミングライツや壁面広告は契約に至りませんでした。継続して取組みます						
行政改革推進本部の指示事項		(3) 進行強化						
行政改革推進審議会の意見								

④ 未利用地等普通財産の売却等

市有財産の有効活用の視点から、自動販売機設置者の公募を行ったところ、従来の目的外使用料をはるかに上回る賃借料を得ることができたことから、今後も、普通財産、行政財産の貸付を行うとともに、未利用地の普通財産については売却を進めます。

目 標（値）		競争入札による売却件数年間5件以上		担 当 課	総務管財課		
取組スケジュール		23年度	状況	24年度	25年度	26年度	27年度
普通財産の売却		実施	△	→	→	→	→
普通財産、行政財産の貸付		実施	△	→	→	→	→
状況欄には進捗状況を記入 ◎計画より進んでいる ○計画通り △計画より遅れがある ×根本的な計画変更							
年度		計 画		実 施			
H23		・ 普通財産のうち、将来利用が見込めないものについては、対象物件を選定し売却を進める。また利用希望があれば貸付も行う ・ 行政財産の余裕部分については、貸付を進め歳入の増加を図る		・ H23年度に2回、一般競争入札による公売を実施しました。土地開発公社とともに併せて13件の募集をしたが、応札はありませんでした（公社分3件）			
H24		・ 普通財産のうち、将来利用が見込めないものについては、対象物件を選定し売却を進める。また利用希望があれば貸付も行う ・ 行政財産の余裕部分については、貸付を進め歳入の増加を図る					
	評価	＜今後の課題、展開方針、理由＞					
3月時点評価	継続	確実な売却を行うため、複数回にわたり応札がない物件については、最低予定価格の設定方法を見直して公売を実施します					
行政改革推進本部の指示事項		（3）進行強化 公売に応札実績が無いため、公売方法（単価設定・分割処分）を共通課題として検討するよう指示する					
行政改革推進審議会の意見							

3. 歳出削減に向けた取組

(1) 市有財産の合理的保有・活用を図ります

① 関市土地開発公社保有土地の処分

関市土地開発公社の経営健全化を図るため、公社保有地の市による計画的な取得と普通財産の処分を進めます。

目 標 (値)		公社用地の買戻しの買戻数期間内15件		担 当 課	土地開発公社 (建設総務課)		
取組スケジュール		23年度	状況	24年度	25年度	26年度	27年度
市による公社保有地の取得		実施	○	→	→	→	→
財産処分		検討・実施	○	→	→	→	→
状況欄には進捗状況を記入 ◎計画より進んでいる ○計画通り △計画より遅れがある ×根本的な計画変更							
年度		計 画		実 施			
H23		・処分計画が立たない長期保有土地について、担当課に対し早期に買い戻しを引き続き依頼する ・前年度から民間売却に向けて候補土地の選定等検討を進めてきた土地について、一般競争入札を実施する ・帳簿価格を抑制するために、金融機関から土地開発基金への借換えを進める		・7月に当期償還分を金融機関から土地開発基金へ借り替え帳簿価格を抑制しました ・9月に経営健全化に伴う各事業課への再取得調査を行いました ・9月と2月に公共用地公売について広報掲載したが、希望者がなく入札に至りませんでした ・複合団地整備事業用地について県や企業の間合せに対し、販売条件等が提示できるように資料を作成しました ・健全化5ヵ年計画において、長期保有地を積極的に処分していく方針で進めています			
H24		・処分計画が立たない長期保有土地について、担当課に対し、早期に買い戻しをしてもらうように、引き続き依頼をしていく ・長期保有土地について、一般競争入札を実施する ・帳簿価格を抑制するために、金融機関から土地開発基金への借換えを進める ・保有土地を市へ移管し、土地開発基金と相殺出来るよう取り組んでいく					
	評価	＜今後の課題、展開方針、理由＞					
3月時点評価	継続	処分計画が立たない長期保有土地について、担当課に対し早期買戻しを依頼します。保有地の公売について応札に至らなかったが、引き続き候補地の測量及び公売を進めます。支払金利を削減するため、買戻しにより土地開発基金へ償還があった場合、相当額を金融機関へ償還し借換えを進めていきます					
行政改革推進本部の指示事項		(2) 現状推進 公売に応札実績が無いため、公売方法 (単価設定・分割処分) を共通課題として検討するよう指示する 保有土地の処分が目的であり、買戻しの件数は目標値の設定 (単位) を検討するよう指示する					
行政改革推進審議会の意見							

② 美術作品の展示、貸出等有効利用

美術作品について、受贈要綱を制定し、作品の寄贈を受けるとともに、収蔵作品を寄贈者の了解を得て整理するなど収蔵能力を高めます。また、収蔵庫等に保管されている寄贈美術品の展示、貸出等を行い、有効利用も図ります。

目 標 (値)		作品の有効利用		担 当 課	文化課		
取組スケジュール		23年度	状況	24年度	25年度	26年度	27年度
受増要綱策定		策定準備	△	策定	→	→	→
状況欄には進捗状況を記入 ◎計画より進んでいる ○計画通り △計画より遅れがある ×根本的な計画変更							
年度		計 画		実 施			
H23		・過去の寄贈の経緯や寄贈作品の状況を把握し、実態に則した受贈要綱の項目を検討する ・庁舎内の展示作品の入れ替えや、企画展を開催する		・来庁者に伝わるキャプションと合わせ、庁舎内展示作品6点の入れ替え展と、特別陳列室で作品展を開催しました（岐阜現代美術館へ貸出15点） ・受贈要綱については検討の結果、「収集及び収蔵に関する指針」の策定に計画を変更しました			
H24		・収集及び収蔵に関する指針の内容を検討し、策定します ・今後の作品の保管のため、作品状態をレベル分けする					
	評価	＜今後の課題、展開方針、理由＞					
3月時点評価	見直し て継続 (改善)	受贈要綱は、あらゆる寄贈が考えられるため、基準等を慎重に検討します。市の施設への展示作品については、発信力の強い場所や人目につく場所から入れ替えを始めます。収集及び収蔵に関する指針を策定します					
行政改革推進本部の指示事項		(3) 進行強化 受増要綱は範囲が広すぎるため、受増後の取扱いを市の裁量で廃棄・修理等が出来る方法が有効であること、受増する際に作品を評価する仕組みを検討するよう指示する					
行政改革推進審議会の意見							

③ 民俗資料の整理

合併時に旧町村地域に伝わる農具、生活用品等の民俗資料を多く引き継ぎましたが、十分な整理がなされないまま各地域の施設に分散した状態で保管されているため、重複しているものの整理を進め、管理経費の削減を図ります。また、ホームページで情報提供することで民俗資料の有効利用を図ります。

目 標 (値)		民俗資料の有効活用		担 当 課	文化課(文化財保護センター)		
取組スケジュール		23年度	状況	24年度	25年度	26年度	27年度
ホームページの作成		実施	△	→	→	→	→
重複物等の整理		実施	△	→	→	→	→
状況欄には進捗状況を記入 ◎計画より進んでいる ○計画通り △計画より遅れがある ×根本的な計画変更							
年度		計 画		実 施			
H23		・上之保尚古館と武儀事務所に保管されている民具で重複している民具を整理し、旧中濃高校に移動させる		・一部の民具の整理し、保管するもの、廃棄するもの 払下げできるもの等を精査しましたが、民具が点在して大量に保管されており、移動できませんでした			
H24		・民具の移動・整理を実施する ・古い貴重な民具をホームページで公開する					
	評価	＜今後の課題、展開方針、理由＞					
3月時点評価	見直し で継続 (改善)	現在収納している民具の多くは先人の知恵が詰まった非常に貴重な民具です。地域によって特徴のある民具が保管されているので、各地域に陳列して公開や学習として活用し、高齢者の方の認知症予防である回顧法などに活用します。必要以上なものは払下げするなど、早急に整理します					
行政改革推進本部の指示事項		(3) 進行強化 各地域単位に収蔵する必要性と必要数の基準、廃棄・払い下げ等を検討する場を設置するよう指示する(美術品含む)。映像等で保管する方法の検討を指示する					
行政改革推進審議会の意見							

(2) 商業・観光施設の民営化を推進します

① 温泉施設の運営見直し

温泉施設については、管理経費の削減と市民サービスの向上を目指した指定管理者制度の運用を図るとともに、民間への譲渡を前提に経営可能な民間事業者への管理委託を行います。

目 標（値）		民間譲渡を前提にした指定管理の締結		担 当 課	観光交流課		
取組スケジュール		23年度	状況	24年度	25年度	26年度	27年度
指定管理者制度		実施	○	→	→	→	
民間への譲渡				調査研究	→	方針決定	実施
状況欄には進捗状況を記入　◎計画より進んでいる　○計画通り　△計画より遅れがある　×根本的な計画変更							
年度		計 画		実 施			
H23		・入湯客の増加による収入増から管理経費の減少、顧客満足度の向上を目指した指定管理者制度の導入 ・協定期間満了に伴う新たな指定管理者の選定		・3温泉施設ともに入湯客数は減少している。 板取川温泉　本年度103,128人→昨年度109,448人 △6,328人　武芸川温泉174,528人→186,167人 △11,639人　上之保温泉103,443人→111,117人 △7,674人 ・現協定期間満了に伴い、公募により指定管理者の選定 板取川温泉→（株）板取川観光　武芸川温泉 （有）桜　上之保温泉（株）ハートランドかみのほ 3温泉施設ともに入湯客数は減少しています			
H24		・管理経費の削減、顧客満足度の向上を目指した指定管理者制度の実施。地域の観光拠点、地域住民の働き場としての役割もあるので市民協働課とも協議し、運営見直しの調査研究実施 ・商工会を通じて中小企業診断士に依頼し、経営診断を実施する					
	評価	〈今後の課題、展開方針、理由〉					
3月時点評価	見直して継続（改善）	年々入湯客の減少が続いているため、指定管理者と協力し、更なる入湯客の増加に向けたPRの実施やサービスの向上（飲食ブース含む）を図ります。譲渡の調査も進めます					
行政改革推進本部の指示事項		（3）進行強化 早期に民間への譲渡を強く進めるよう指示する 温泉施設は合併前の町村で建設された施設であり、地域の皆さんには思い入れの施設であることは理解できるが、温泉施設では利用者の減少やトラブル、衛生面など様々な問題も発生している。市が温泉施設を持つべきなのか、払い下げや民間事業者への売却など、施設の今後の方針について結論を出すよう指示する					
行政改革推進審議会の意見							

② 道の駅・物産品販売施設の運営見直し

道の駅・物産品販売施設については、現状の施設管理方法を再点検し、公募による指定管理者の選定方法も含めた経費削減を目指した指定管理者制度の運用を図るとともに、民間への譲渡も検討します。

目 標（値）		民間譲渡を前提にした指定管理の締結		担 当 課	観光交流課		
取組スケジュール		23年度	状況	24年度	25年度	26年度	27年度
指定管理者制度		実施	○	→	→	→	→
民間への譲渡				調査研究	→	→	→
状況欄には進捗状況を記入　◎計画より進んでいる　○計画通り　△計画より遅れがある　×根本的な計画変更							
年度		計 画		実 施			
H23		・管理経費削減を目指した指定管理者制度の運用 実施 ・指定管理料金の見直しと、道の駅平成の自動販売機の入札方式の導入について検討する		・指定管理者制度の実施による協定期間は単年契約として実施しました			
H24		・指定管理料金の見直しと、道の駅平成の自動販売機の入札方式の導入について検討する ・民間への譲渡方針を検討する ・商工会を通じて中小企業診断士に依頼し、経営診断を実施する					
	評価	＜今後の課題、展開方針、理由＞					
3月時点評価	見直し で継続 (改善)	指定管理料金の見直しと、道の駅平成の自動販売機の入札方式の導入について検討します					
行政改革推進本部の指示事項		(3) 進行強化 早期に民間への譲渡を強く進めるよう指示する					
行政改革推進審議会の意見							

③ 濃州関所茶屋の運営見直し

市が管理し、一部行政財産の目的外使用されている濃州関所茶屋について、道の駅と同類の施設であることから、指定管理者制度による管理運営を図ります。

目 標（値）		指定管理制度導入			担 当 課	観光交流課		
取組スケジュール			23年度	状況	24年度	25年度	26年度	27年度
指定管理者制度の導入			方針決定	△	実施	→	→	→
状況欄には進捗状況を記入 ◎計画より進んでいる ○計画通り △計画より遅れがある ×根本的な計画変更								
年度		計 画			実 施			
H23		・指定管理者制度の導入や民営化実施について検討する			・関鍛冶伝承館などの観光文化施設の近くという地理的要因と現在運営している農業婦人グループの経営状況と能力を検証したが、指定管理者として請負うだけの能力は無いと判断しましたが、刃物会館の建て替え計画に伴い、関鍛冶伝承館や濃州関所茶屋も含めた周辺整備について、一体的に検討します			
H24		・春日神社周辺整備計画策定業務で検討する (H24予算で策定)						
	評価	＜今後の課題、展開方針、理由＞						
3月時点評価	見直して継続(改善)	指定管理者制度の導入、その他民営化に向けた調査を継続します						
行政改革推進本部の指示事項		(3) 進行強化						
行政改革推進審議会の意見								

(3) 地域と分担して集会場施設を整備します

① 地域拠点コミュニティセンターの整備

地域ごと（関地区は小学校区ごと）に地域拠点コミュニティセンターの整備を進め、その運営については、指定管理者制度による効率的な運営を図ります。

目 標（値）		計画的な整備		担 当 課	総務管財課			
取組スケジュール			23年度	状況	24年度	25年度	26年度	27年度
地域コミュニティセンター整備			検討・実施	△	→	→	→	→
状況欄には進捗状況を記入 ◎計画より進んでいる ○計画通り △計画より遅れがある ×根本的な計画変更								
年度		計 画			実 施			
H23		・ふれあいセンターの設置基準に基づき、各地域等と協議を進めながら、協議等が整ったところから地区拠点コミュニティセンターを整備する。地域ごとに地域拠点コミュニティセンターの整備を進め、その運営については、指定管理者制度により効率的な運営を図る			・洞戸ふれあいセンター建設の前提となる、機械保管倉庫及び森林組合倉庫の取壊しを行い、車庫倉庫を建設しました ・西部ふれあいセンターの建設用地を所有するＪＡとの用地交渉がほぼ合意に達しました			
H24		・ふれあいセンターの設置基準に基づき、各地域等と協議を進めながら、協議等が整ったところから地区拠点コミュニティセンターを整備する。地域ごとに地域拠点コミュニティセンターの整備を進め、その運営については、指定管理者制度により効率的な運営を図る						
	評価	＜今後の課題、展開方針、理由＞						
3月時点評価	継続	建設予定地にある既存施設で、洞戸基幹集落センターを始めとする国庫補助金を受け建設した取壊し予定の建物について、国の財産処分承認を受ける必要があります						
行政改革推進本部会の指示事項		（３）進行強化						
行政改革推進審議会の意見								

② 地区公民センターの移管

指定管理者制度により管理する地区公民センターについて、地元との協議が整ったものから順次無償譲渡します。また、譲渡を受けない場合のルールを定め、その施設の今後の維持管理について明確化します。

目 標（値）		年間５か所の譲渡		担 当 課	総務管財課			
取組スケジュール			２３年度	状況	２４年度	２５年度	２６年度	２７年度
地区公民センター譲渡			実施	△	→	→	→	→
状況欄には進捗状況を記入　◎計画より進んでいる　○計画通り　△計画より遅れがある　×根本的な計画変更								
年度		計 画			実 施			
H23		・移管についての協議が整った施設から、改修等を実施後、無償譲渡を行う。移管先の調整がつかない施設については、原則として建て替え等は行わず、現状のまま利用する			・耐震強度が非常に劣る公民センター１６館のうち５館について、耐震補強工事を行いました。その内の１館より移管希望がありました			
H24		・移管についての協議が整った施設から、改修等を実施後、無償譲渡を行う。移管先の調整がつかない施設については、原則として建て替え等は行わず、現状のまま利用する						
	評価	＜今後の課題、展開方針、理由＞						
3月時点評価	継続	改修完了の公民センターの移管を進めます						
行政改革推進本部の指示事項		（３）進行強化						
行政改革推進審議会の意見								

③ 地区公民センター類似施設の移管

指定管理者制度により管理する農業技術研修センターなどについて、地元との協議が整ったものから順次無償譲渡します。また、譲渡を受けない場合のルールを定め、その施設の今後の維持管理について明確化します。

目 標 (値)		期間内ですべての施設を譲渡		担 当 課	農務課			
取組スケジュール			2 3 年度	状 況	2 4 年度	2 5 年度	2 6 年度	2 7 年度
施設の譲渡			実施	△	→	→	→	→
状況欄には進捗状況を記入 ◎計画より進んでいる ○計画通り △計画より遅れがある ×根本的な計画変更								
年度		計 画			実 施			
H23		・施設の管理移管（譲渡）について、地元との意見調整が整った施設について譲渡する			・ 1 1 施設の中で耐用年数が経過している施設は 1 施設ある。現時点では地元と合意した施設はないが、協議をしています			
H24		・施設の管理移管（譲渡）について、地元との意見調整が整った施設について譲渡する						
	評価	＜今後の課題、展開方針、理由＞						
3月時点評価	継続	地元と運営方法、管理経費について継続的に協議を進めます						
行政改革推進本部の指示事項		(3) 進行強化						
行政改革推進審議会の意見								

(4) 民間事業者と分担して保育を実施します

① 保育所の統廃合と民営化

公立保育園の統廃合については、日吉ヶ丘保育園を平成24年度末で廃園、また、武儀やまゆり東保育園と武儀やまゆり西保育園を25年度で統合します。そして、市民参画の検討委員会により今後の保育園の在り方について検討します。

目 標（値）		日吉ヶ丘保育園の廃園とやまゆり東・西保育園の統合		担 当 課	子ども家庭課			
取組スケジュール			23年度	状況	24年度	25年度	26年度	27年度
日吉ヶ丘保育園の廃園			実施準備	○	実施			
武儀やまゆり東・西保育園の統廃合			実施準備	○	→	実施		
民営化等検討			調査研究	△	→	→	→	→
状況欄には進捗状況を記入　◎計画より進んでいる　○計画通り　△計画より遅れがある　×根本的な計画変更								
年度		計 画			実 施			
H23		・公立保育所民営化等検討委員会の開催 保育園の在り方（存続・移管・統合・廃止）を 検討し方向性の結論を出す ・公立保育所耐震化等整備 富岡・武儀やまゆり東、板取めばえ、田原、富野 保育園の耐震補強工事と実施設計等			・公立保育所民営化等検討委員会で耐震化、統廃合等 について協議しました ・武儀やまゆり東保育園調理室改修工事を実施しました			
H24		・公立保育所の統廃合や耐震化方針を定めた「ガイドライン」を策定する（子ども・子育て新システムの動向を注視） ・公立保育所耐震化等整備 ・武儀やまゆり西・東統合、日吉ヶ丘廃園準備						
	評価	＜今後の課題、展開方針、理由＞						
3月時点評価	統廃合して継続	公立保育所耐震化等整備は、富野保育園・西部保育園・南ヶ丘保育園の耐震補強計画について、耐震改修と新築工事の再検討を行います。公立保育所の民営化については、「子ども・子育て新システム」の動向を注視して保育園の在り方を検討します						
行政改革推進本部の指示事項		（２）現状推進 「子ども・子育て新システム」の動向により、どのような方向性になるのか、民営化等を含め公立保育所民営化等検討委員会でH24以降も継続協議するよう指示する						
行政改革推進審議会の意見								

(5) その他の施設の民営化・統廃合を推進します

① 老人福祉センターの運営見直し

老人福祉センターの浴場施設について、利用動向など注視しつつ、廃止を含めた運営方針を検討します。また、指定管理の内容を再考するとともに維持管理経費等について見直します。

目 標 (値)		管理経費の削減		担 当 課	高齢福祉課			
取組スケジュール			2 3 年度	状況	2 4 年度	2 5 年度	2 6 年度	2 7 年度
運営方針の見直し			検討	△	実施準備	実施	→	→
状況欄には進捗状況を記入 ◎計画より進んでいる ○計画通り △計画より遅れがある ×根本的な計画変更								
年度		計 画			実 施			
H23		・関市社会福祉事業団の解散に伴い、平成24年度以降に関市わかくさ老人福祉センターの指定管理者を選考する。 浴場施設の利用動向を把握・分析し、浴場利用日の縮小を検討するなど、指定管理の内容を再考し、中期的な老人福祉センターの「改善計画」をとりまとめ歳出削減を図る			・わかくさ・老人福祉センターを加え指定管理者として社会福祉協議会が承認されました。改善計画までは立案できなかったが、地域老人福祉センターの入浴利用の実態に合わせて営業日の縮小を図りました			
H24		・指定管理者の交代によるサービスの低下が起きないようにチェックする。浴場に関しては有料化したこともあり、利用者が減少・固定化する傾向が見られるため、縮小から廃止を含めた検討を引き続き行う。また、市内温泉施設等を利用した「いきいきふれあい入浴事業」の早期実現を図る。旧武儀郡における老人福祉センター浴場は利用実績によりさらに営業日の見直しを行う。「いきいきふれあい入浴事業」の利用実績から、入浴事業の今後の展開について検討する						
	評価	＜今後の課題、展開方針、理由＞						
3月時点評価	見直して継続 (縮小)	関市社会福祉事業団解散後のわかくさ老人福祉センターの指定管理者選定が懸案であったが、関市社会福祉協議会が受託しました。事業費で大きな割合を占めている浴場事業については、利用者が固定化しているなどの問題もあるため、市内の温泉施設等の利用につなげるよう、助成事業の実現をめざすとともに、利用実績を検証します						
行政改革推進本部の指示事項		(3) 進行強化 わかくさ老人福祉センターの浴場事業について、「いきいきふれあい入浴事業」による助成制度に伴い、廃止の検討を進めるよう指示する						
行政改革推進審議会の意見								

② 小、中学校の統廃合

各地域で少子化が進むことから、小規模な小、中学校の在り方を検討し、地域が納得できる運営形態への転換を図ります。また、学校用務員の臨時職員化や民間委託を行い、学校の運営経費の抑制を図ります。

目 標（値）		小・中学校の統合		担 当 課	教育総務課			
取組スケジュール			23年度	状況	24年度	25年度	26年度	27年度
中学校の統合			調査研究	○	実施準備	実施準備	実施準備	実施
学校行事の共同開催			実施	○	→	→	→	→
状況欄には進捗状況を記入 ◎計画より進んでいる ○計画通り △計画より遅れがある ×根本的な計画変更								
年度		計 画			実 施			
H23		・小・中学校の統廃合については、各地域の学校という観点から考えれば、行政主導ではなく、地域住民主導の統合を考えている。各地域の意見を集約し、統合の必要性を探るための調査・研究を要する。また、統廃合が具体化した段階で、よりスムーズな統廃合が可能になるよう、学校間での学校行事の共同開催について検討する必要がある			・洞戸・板取・武儀・上之保地域の学校長との研究会を開催し、小規模学校における基本的な教育の在り方、学校の在り方について協議しました			
H24		・小規模校における教育のあり方について調査・研究を行う。洞戸・板取・武儀・上之保地域において懇談会を設置し、保護者や地域の意見を聴き、小規模校の将来像について統合を視野に入れた方向性を定めていく						
	評価	＜今後の課題、展開方針、理由＞						
3月時点評価	継続	統廃合にかかる基本的な考え方（平成23年度）に基づき統廃合を検討するが、地域住民からの統廃合に向けて強く要望がある場合には統合を推進していきます						
行政改革推進本部の指示事項		（2）現状推進						
行政改革推進審議会の意見								

③ 関商工高等学校の効率的な運営

関商工高等学校について、新グラウンドの整備や校舎、体育館等の耐震化を進めるなか、西北用地の利用計画や学校全体の中長期的な整備計画を策定し、今後の効率的な運営を図ります。

目 標（値）		中長期整備計画の策定			担 当 課	関商工高等学校		
取組スケジュール			23年度	状況	24年度	25年度	26年度	27年度
中長期整備計画の策定			調査研究	○	→	策定	実施	
状況欄には進捗状況を記入 ◎計画より進んでいる ○計画通り △計画より遅れがある ×根本的な計画変更								
年度		計 画			実 施			
H23		・新グラウンドの整備、耐震補強、施設改修工事を 実施する ・学校設備の効率的な維持管理方法を検討する ・工事計画を効率的実施するための見直しと、土地 利用計画を検討する			・新グラウンド工事の完了と芝管理業務を委託しました ・商業課西館内部、工業科2号館の耐震補強工事と各施 設の改修が完了しました ・大学進学コースの新設方針を決定しました			
H24		・学校施設の効率的な維持管理 ・工事計画の見直しと土地利用計画の検討						
	評価	〈今後の課題、展開方針、理由〉						
3月時 点評価	継続	国の耐震化方針に沿いH27年度末までの学校耐震化を進めていきます。工事箇所や時期を調整し整備費用を 縮小できるよう適切に進めます						
行政改革推進本 部の指示事項		(2) 現状推進						
行政改革指針 審議会の意見								

④ 体育・運動施設等の管理運営見直し

陸上競技場、総合体育館等体育・運動施設について、指定管理者制度による管理運営を行います。また、指定管理者制度による管理運営する市民健康プールについては民営化を含め指定管理の見直しを行うとともに、維持費等を削減するために不用となった施設の取壊しや廃止も検討します。

目 標（値）		中池運動公園、総合体育館の指定管理		担 当 課	スポーツ推進課（中池公園事務所） 保健センター			
取組スケジュール			23年度	状況	24年度	25年度	26年度	27年度
指定管理者制度の導入			検討・実施	○	→	→	→	→
状況欄には進捗状況を記入 ◎計画より進んでいる ○計画通り △計画より遅れがある ×根本的な計画変更								
年度		計 画			実 施			
H23		・武芸川スポーツ公園他3施設に指定管理者制度の導入。わかくさ・プラザ（3館一体）で指定管理者制度について検討する ・武芸川市民健康プールについて、指定管理者を変更する（県での贈賄事件）			・武芸川スポーツ公園、わかくさプラザ（3館一体）に指定管理者制度を導入しました ・武芸川市民健康プールの指定管理者を変更しました。新管理者のノウハウにより、カリキュラムや定員の拡充、経費の削減、収入増加の取組みなど適正な管理運営がされており、利用者の評価も良好です。 ・板取中切体育館の解体を決定しました			
H24		・適切なモニタリングを実施する ・中池公園、都市公園を含めた体育施設等の指定管理者制度導入の検討						
	評価	＜今後の課題、展開方針、理由＞						
3月時点評価	継続	老朽化が進んだ地区体育館で利用見込みが少ない施設は、地元と協議し解体撤去を進めます。指定管理施設の状況を注視し、適切なモニタリングを実施します						
行政改革推進本部の指示事項		（2）現状推進 武芸川市民健康プールについては、指定管理による運営より、民間業者が持つノウハウを自由に活用できる環境を整えた場合に、より効果が上がると考えられるので民間移管に向けた検討を指示する						
行政改革推進審議会の意見								

⑤ 研修施設の有効利用

中池自然の家について、利用料金の見直しを行うとともに、指定管理者制度の導入を検討します。また、洞戸高賀山自然の家については、土地、建物の売却等を含め指定管理者制度を見直します。

目 標（値）		中池自然の家の指定管理		担 当 課	スポーツ推進課（中池公園事務所）		
取組スケジュール		23年度	状況	24年度	25年度	26年度	27年度
中池自然の家の指定管理		検討・実施	△	→	→	→	→
洞戸高賀山自然の家の売却		調査研究	○	→	方針決定	実施	→
状況欄には進捗状況を記入 ◎計画より進んでいる ○計画通り △計画より遅れがある ×根本的な計画変更							
年度		計 画		実 施			
H23		・ 中池自然の家の改修と利用料金の見直しの検討 ・ 中池自然の家指定管理者制度導入の検討 ・ 洞戸高賀山自然の家の今後方針について、地元との調整		・ 11月より改修工事に着手しました ・ 利用料金については、他市の類似施設料金を比較するなど検討した結果、現状維持としました ・ 高賀山自然の家については、指定管理者制度での管理運営は行わない方針を、洞戸地域審議会の質問に対して回答しました			
H24		・ 中池自然の家に係る指定管理者制度導入の検討 ・ 洞戸高賀山自然の家の廃止					
	評価	〈今後の課題、展開方針、理由〉					
3月時点 評価	見直し で継続 (縮小)	洞戸高賀山自然の家の管理運営については、洞戸地域は継続して欲しい意向を持っていますので、存廃について調整します。中池研修施設は公園にある体育施設との関連を整理して進めます					
行政改革推進本部の指示事項		(3) 進行強化					
行政改革推進審議会の意見							

⑥ 生涯学習施設の運営見直し

武芸川生涯学習センター及び武儀生涯学習センターについて、他の生涯学習センターと同様に指定管理者制度による管理運営を行います。

目 標（値）		指定管理者制度導入		担 当 課	生涯学習課		
取組スケジュール		23年度	状況	24年度	25年度	26年度	27年度
武芸川生涯学習センター		実施	○	→	→	→	→
武儀生涯学習センター				調査研究	実施	→	→
状況欄には進捗状況を記入 ◎計画より進んでいる ○計画通り △計画より遅れがある ×根本的な計画変更							
年度		計 画		実 施			
H23		・ 武芸川生涯学習センター指定管理者の導入		・ H23年度で指定管理者選定、委託完了しました ・ 武儀生涯学習センターの指定管理に向けて協議しました			
H24		・ 武儀生涯学習センター運営状況の把握 ・ 指定管理者制度の導入に向けての準備					
	評価	＜今後の課題、展開方針、理由＞					
3月時点 評価	継続	指定管理者制度の導入は計画通りに進んでいます。今後は指定管理者導入がセンター運営に活かされているかなどのモニタリングを行います					
行政改革推進本部の指示事項		(2) 現状推進					
行政改革推進審議会の意見							

⑦ 給食センターの運営見直し

給食センターについて、施設の統廃合や調理業務の民間委託等により効率的な運営ができるよう見直します。また、関市学校給食センターの民間委託について、施設改修を見据えた最善の事業手法の選定など、PFIの活用も含め、調査・研究を行います。

目 標（値）		給食業務の民間委託		担 当 課	学校給食センター			
取組スケジュール			23年度	状況	24年度	25年度	26年度	27年度
給食調理業務の民間委託			調査研究	△	→	実施準備	実施	→
関市学校給食センターの民間委託			調査研究	△	→	→	→	→
状況欄には進捗状況を記入 ◎計画より進んでいる ○計画通り △計画より遅れがある ×根本的な計画変更								
年度		計 画			実 施			
H23		・外部委託済み他市の事例（方法・内容等）調査 外部委託の利点、課題の検討			・美濃加茂市、多治見市の委託実施までの準備、期間 職員の処遇・経費負担について調査しました ・請負実績のある業者から請負内容について情報収集 しました（業務内容、職員の処遇、雇用、所要期間）			
H24		・手法、範囲、経費負担等、学校給食運営委員会へ 諮問する ・災害等緊急時の対応について関係課と協議 ・更新機器の積算						
	評価	＜今後の課題、展開方針、理由＞						
3月時点 評価	継続	他市の調査では、調理員が嘱託職員から委託先の職員へ引き継がれているが、関市では多数の正規職員がいる ため、職員の身分を保証して委託先に引き継ぐことは困難です。調理、洗浄機器等の老朽化した設備の更新 が必要なため、民間委託するには条件整備問題の課題があります						
行政改革推進本 部の指示事項		（３）進行強化 学校給食センターの在り方については、教育委員会だけでなく市の課題として捉え方針を出すよう指示する						
行政改革推進 審議会の意見								

4. 合理的な事業実施に向けた取組

(1) 補助金・交付金の効果的な交付を推進します

① 成果につながる補助金交付

補助金交付団体においては補助金が既得権と考えられている状況もあるため、関市補助金等交付基準に基づいた適正な運用を行うとともに、補助金等適正化の検討委員会を設置し、補助金の効果的かつ適正な執行を図ります。

目 標（値）		補助金の効果的かつ適正な執行			担 当 課	財政課・補助金支出のある課		
取組スケジュール			23年度	状況	24年度	25年度	26年度	27年度
交付基準に基づいた適正な運用			実施	○	→	→	→	→
補助金等適正化委員会の設置			方針決定	△	実施	→	→	→
状況欄には進捗状況を記入　◎計画より進んでいる　○計画通り　△計画より遅れがある　×根本的な計画変更								
年度		計 画			実 施			
H23		・負担金・補助金の個別調書をホームページで公表する ・補助金等適正化の検討委員会の設置について検討			・補助金の個別調書を作成し（288件）、ホームページで公表しました			
H24		・補助金等適正化の検討委員会を設置し、補助金の効果的で適正な執行を図る						
	評価	＜今後の課題、展開方針、理由＞						
3月時点 評価	継続	補助金の個別調書を下半期にホームページで公表しました。関市健全な財政運営に関する条例に基づき、適正に執行します						
行政改革推進本部の指示事項		(3) 進行強化						
行政改革推進審議会の意見								

② 成果につながる負担金支出

負担金については規則等でその目的を定めて支出されていますが、その効果、必要性を検証し、負担金の効果的かつ適正な執行を図ります。

目 標（値）		負担金の効果的かつ適正な執行		担 当 課	財政課・負担金支出のある課		
取組スケジュール		2 3年度	状況	2 4年度	2 5年度	2 6年度	2 7年度
負担金の効果的かつ適正な執行		実施	△	→	→	→	→
状況欄には進捗状況を記入 ◎計画より進んでいる ○計画通り △計画より遅れがある ×根本的な計画変更							
年度		計 画		実 施			
H23		・負担金・補助金の個別調書をホームページで公表する		・負担金の個別調書を作成しました（444件）			
H24		・負担金の公表方法について検討し、ホームページで公表する					
	評価	＜今後の課題、展開方針、理由＞					
3月時点 評価	継続	予算編成過程の中で負担金の支出については精査されており、年々減少してきています。H23に作成した個別調書を活用し公表の方法を検討します					
行政改革推進本部の指示事項		（3）進行強化 負担金について公表する場合は、市民にわかりやすい表現を心がけるとともに、増減理由や効果を公表すべきであり、広報等で広く情報提供するよう指示する。各種同盟会や協議会については、社会情勢の変化を考慮し、大胆な廃止や統合、減額を積極的に検討するよう指示する					
行政改革推進審議会の意見							

(2) ルールに基づいた事業実施を図ります

① 行政評価システムの有効利用

行政評価による総合計画の適正な進行管理を推進するなか、事務事業の内容、目的、目標とその進捗状況や結果をわかりやすく公表するとともに、行政評価・実施計画を予算編成事務と連動させることで事務の効率化を図ります。

目 標（値）		行政評価・実施計画と予算編成事務との連動		担 当 課	企画政策課		
取組スケジュール		2 3 年度	状況	2 4 年度	2 5 年度	2 6 年度	2 7 年度
行政評価・実施計画と予算編成事務との連動		検討・実施	○	実施	→	→	→
評価結果の公表		実施	○	→	→	→	→
状況欄には進捗状況を記入　◎計画より進んでいる　○計画通り　△計画より遅れがある　×根本的な計画変更							
年度		計 画		実 施			
H23		・予算と総合計画の事業体系との整合性について研究する ・事務事業評価及び施策評価の改良に向けて研究 ・先進地（茅野市）の取組を研究		・効果的な行政評価システム導入に向けて先進地研究（茅野市、秩父市など）をしました。 ・関西学院大学教授を講師に、管理職を対象に行政評価研修会を開催しました。また、効果的に予算に反映させるため、行政評価と予算とを整合させる手法について、財政課とともに個別指導を受けました。 ・行政評価を総合行政システムで管理することができるように行政情報センターと打ち合わせをしました。 ・具体的な評価方法や調書構成は修正案の確立までは至りませんでしたので継続して取組めます			
H24		・予算と総合計画の事業体系を統一する ・事務事業評価及び施策評価について、新しい評価の方法や調書の構成を確立する					
	評価	〈今後の課題、展開方針、理由〉					
3月時点 評価	継続	予算と総合計画の事業体系を統一し、同一サイクルに組み込むことで、行政評価を予算の編成につながる実効性のあるシステムにします。関市第4次総合計画後期基本計画の策定に合わせ、総合計画事業と予算事業の整合および評価方法や調書の見直しを図りながら、より効率的な行政評価を実施します					
行政改革推進本部の指示事項		（2）現状推進 行政評価システムが導入されて久しいが、毎年度、事業を評価し見直すというシステムをしっかりと機能させるよう指示する					
行政改革推進審議会の意見							

② 公共施設の長寿命化（アセットマネジメントの導入）

道路や橋梁、水道、下水道などは高度成長期に建設されたものが多く、近い将来集中して改修時期を迎えることから、各施設の維持管理計画を策定し、対処療法的な維持管理から予防保全へと転換し、施設の長寿命化を推進し、必要予算の平準化とトータルコストの縮減を図ります。

目 標（値）		公共施設の計画的、効率的な維持管理		担 当 課	土木課・都市整備課・水道課・下水道課・関係課			
取組スケジュール			23年度	状況	24年度	25年度	26年度	27年度
維持管理計画の策定			調査・検討	○	→	策定	→	→
状況欄には進捗状況を記入　◎計画より進んでいる　○計画通り　△計画より遅れがある　×根本的な計画変更								
年度		計 画			実 施			
H23		・ 橋梁の修繕計画は策定完了により、補修工事に入る。トンネルについて定期点検実施時に施設の状況を把握し、道路とともに修繕計画の策定に向け調査検討する ・ 上、下水道長寿命化計画を策定する			・ 稲口橋の橋梁補修工事、わかくさトンネルの点検を実施しました。公園遊具の台帳を整備しました ・ 上水道長寿命化計画に向けた管路地図情報構築業務に着手しました			
H24		・ 道路・遊具等修繕計画の策定に着手する ・ 下水道施設耐震化計画（長寿命化）を策定する						
	評価	＜今後の課題、展開方針、理由＞						
3月時点 評価	継続	H24年度において、各担当課が所管する公共施設の維持管理計画が策定できる予定です。より効率的に長寿命化策を実現するために、具体的かつ優先順位を明確にした計画の策定にします						
行政改革推進本部の指示事項		(2) 現状推進						
行政改革推進審議会の意見								

③ 地域の実情に合わせた道路整備

地域要望による生活道路の改良については、幅員、横断構成、用地単価、補償基準などの考え方を明確にします。また、改良の際は、地権者、周辺住民などの関係者の合意のもと地域が主体となった道路づくりを進めます。

目 標（値）		道路整備方針の明確化		担 当 課	土木課・建設総務課・都市計画課		
取組スケジュール		23年度	状況	24年度	25年度	26年度	27年度
道路整備方針の策定		調査研究	△	策定			
狹隘道路整備要綱の策定		調査研究	△	策定			
状況欄には進捗状況を記入　◎計画より進んでいる　○計画通り　△計画より遅れがある　×根本的な計画変更							
年度		計 画		実 施			
H23		・ これまでに基準策定委員会で検討した内容について再検討する。道路整備方針を検討する ・ 狹隘道路は建築確認申請時に調査し、地権者との協議ができるよう、方法を検討する		・ 道路整備基準や道路整備優先順位基準の策定内容を検討し、用地単価などの設定根拠を検討しました			
H24		・ 道路整備方針、狹隘道路整備要綱を策定し、運用する					
	評価	〈今後の課題、展開方針、理由〉					
3月時点 評価	継続	道路整備に係る所管課においていち早く整備計画策定し、予算に反映させるシステムとします					
行政改革推進本部の指示事項		(3) 進行強化					
行政改革推進審議会の意見							

④ 公共施設の合理的かつ効率的な管理運用（ファシリティマネジメントの導入）

市の所有する土地、建物については維持管理経費もかかることから、そうした財産の有効的な活用を図るため、それらの情報をデータベース化して管理の一元化を図り、その施設の性能、利用状況などから規模や維持管理が適正であるか評価します。そして、利用計画がない土地、十分に利用されていない土地については利活用を促進するか売却します。また、建物はより効率的な利用が望ましいもの、共同利用が望ましいもの、用途を変更したほうが望ましいもの、処分すべきものに区分してさらなる有効利用を図ります。

目 標（値）		市有財産の利活用と不用資産の売却		担 当 課	企画政策課・総務管財課		
取組スケジュール		23年度	状況	24年度	25年度	26年度	27年度
情報のデータベース化		調査研究	○	策定			
ファシリティマネジメントの導入			○	方針決定	実施	→	→
状況欄には進捗状況を記入　◎計画より進んでいる　○計画通り　△計画より遅れがある　×根本的な計画変更							
年度		計 画		実 施			
H23		・対象施設一覧表を作成する ・関係課に調査を実施して、集計処理、データ化する		・施設対象一覧表を作成しました ・上之保学校給食センターをゆず加工所としての利用に切り替えました ・調査項目の選定及び調査様式を作成しました			
H24		・公共施設現況調査の結果を整理し、データベース化する ・ファシリティマネジメントの基本方針を策定する 遊休施設の活用や、老朽化により利用が見込めない施設の廃止を調整する					
	評価	＜今後の課題、展開方針、理由＞					
3月時点 評価	継続	「公共施設現況調査」の結果をデータベース化するとともに、その情報を全庁的に共有し、活用できるように提供することが必要です。また、各課に情報を積極的に運用してもらえよう、ファシリティマネジメントの考え方を庁内に普及・啓発することが大切です。関係課や関係団体の調整役として、遊休施設の活用や、運用が見込めない余剰施設の廃止を積極的に働きかけていくことが課題です					
行政改革推進本部の指示事項		（２）現状推進 土地開発公社所有地についても、ファシリティマネジメントの対象とするよう指示する					
行政改革推進審議会の意見							

5 機能的な組織再編に向けた取組

(1) 行政経営の効率化を図ります

① 行政課題に対応する組織編成

職員数の削減に対応する効率的な組織・機構の構築が必要とするなか、権限委譲や新たな行政課題、市民ニーズの変化に柔軟に対応できる組織編成を行います。

目 標（値）		簡素で効率的な組織づくり			担 当 課	職員課		
取組スケジュール			23年度	状況	24年度	25年度	26年度	27年度
組織編成			検討・実施	○	→	→	→	→
状況欄には進捗状況を記入　◎計画より進んでいる　○計画通り　△計画より遅れがある　×根本的な計画変更								
年度		計 画			実 施			
H23		・新たな行政課題や市民ニーズを的確に把握して、 効率的な組織、わかりやすい組織・機構への見直しを継続的に行っていく			・ぎふ清流国体・ぎふ清流大会の開催に向けて、国体推進課を設置、健康福祉交流施設整備室を廃止しました。H24.4に組織改正を実施し、経営戦略室と新エネルギー室の新設、秘書課、広報課を再編して秘書広報課と職員課に改編しました			
H24		・行政組織検討委員会により、簡素で効率的な組織 市民にわかりやすい組織、ニーズに即応できる組織等への組織改正を検討する						
	評価	＜今後の課題、展開方針、理由＞						
3月時点 評価	継続	社会情勢、市民ニーズ、人員削減等の状況を考慮して簡素で効率的な組織、市民にわかりやすい組織、ニーズに即応できる組織等への見直しを随時行います						
行政改革推進本部の指示事項		（2）現状推進						
行政改革推進審議会の意見								

② 支所・地域事務所の在り方の見直し

市として行う業務を確認し、本庁一括で行う業務、事務所ごとに行う業務、複数事務所分を一括して行う業務、廃止する業務等を精査するなど、本庁と支所・事務所の役割や機能についての検証を行い、効率性の高い体制づくりを進めます。

目 標（値）		簡素で効率的な組織づくり			担 当 課	職員課・秘書広報課・市民協働課			
取組スケジュール				23年度	状況	24年度	25年度	26年度	27年度
支所・事務所の在り方の検討				調査研究	○	→	→	→	→
状況欄には進捗状況を記入　◎計画より進んでいる　○計画通り　△計画より遅れがある　×根本的な計画変更									
年度		計 画			実 施				
H23		・地域事務所の業務内容及び業務量についての調査及び意向調査を、地域事務所及び本庁対象課に行う ・本庁一括で行う業務、事務所ごとに行う業務、複数事務所分を一括して行う業務、廃止する業務等を精査・検討する ・地域事務所の在り方を踏まえて、人員配置等の検討を行う			・業務内容及び業務量調査の結果を踏まえ、地域事務所長及び各担当者にヒアリングを行い、それぞれの地域の実態や意向を把握しました ・ヒアリングの結果を踏まえて事務分掌を仕分け、配置人員提案書を作成しました ・配置人員提案書に基づき、市民協働課と今後の事務所機能のあり方について意見交換をしました				
H24		・配置人員提案書を基に関係課で協議を行い、本庁と支所・事務所の事務分担についての基本的な方針を示します。同時に、本庁、地域事務所及び委託団体で受け持つ事務の確認を行います ・基本方針について、市民に意見を求めます							
	評価	＜今後の課題、展開方針、理由＞							
3月時点 評価	継続	配置人員提案書を基に、関係課と具体的な協議が必要です。特に今後発足する地域委員会との業務のすみ分けについて市民協働課と十分な協議が必要です。その際、地域事務所の役割や機能について市民に市の方針を示すとともに、地域住民に意見を伺うことの検討も必要です。また、テレビ会議システムなどの新たなシステムの活用により、事務の合理化をしていくことも検討課題です							
行政改革推進本部の指示事項		（２）現状推進 地域事務所に残す事務を検証するよう指示する							
行政改革推進審議会の意見									

③ 能力実績に基づく人事管理

職員の意欲を高め、その能力を最大限に発揮させるとともに、ひいては組織の力を最大限に引き出すため、勤務評定制度を活用した能力及び実績に基づく人事管理の取組を進めます。

目 標（値）		適正な人事管理		担 当 課	職員課			
取組スケジュール			23年度	状況	24年度	25年度	26年度	27年度
適正な人事管理			実施	○	→	→	→	→
状況欄には進捗状況を記入 ◎計画より進んでいる ○計画通り △計画より遅れがある ×根本的な計画変更								
年度		計 画			実 施			
H23		・ 評定者の研修を実施し、より公正で効果的な人事評価を実施します。人事ヒアリング及び人事評価、昇任試験を実施します			・ 勤務評定を実施する職員77名に対し、勤務評定者研修を実施しました ・ 管理職、課長補佐、係長等に昇任試験を実施しました			
H24		・ 評定者の研修を実施し、より公正で効果的な人事評価制度の運用めざす ・ 育成面談・コーチングのスキルアップを図る						
	評価	＜今後の課題、展開方針、理由＞						
3月時点 評価	継続	より公正で効果的な人事評価のため、評定者のスキルアップを図り、勤勉手当等への反映をめざします。育成面談及び人事評価により、適正な人事配置、組織の活性化、人材育成を図ります						
行政改革推進本部の指示事項		（2）現状推進						
行政改革推進審議会の意見								

④ 時代の変化に対応する職員の育成

関市人材育成基本方針に基づき、専門知識の習得の推進や諸課題に応えうる職員の育成を進めます。

目 標（値）		研修計画に基づく各種研修の実施			担 当 課	職員課		
取組スケジュール			2 3 年度	状況	2 4 年度	2 5 年度	2 6 年度	2 7 年度
研修計画に基づく研修			実施	○	→	→	→	→
状況欄には進捗状況を記入　◎計画より進んでいる　○計画通り　△計画より遅れがある　×根本的な計画変更								
年度		計 画			実 施			
H23		・ 研修計画に基づき各種研修を実施 ・ 関市人材育成基本方針を策定し、これに基づき職員の育成を図る			・ 関市人材育成基本方針を策定しました ・ 国内先進地視察　1名　実務能力の育成研修　48名 接遇研修　42名　職階別研修（新規採用～課長級） 76名　実務能力の育成研修　119名　自治大学校1名 市町村アカデミー　6名　接遇研修　84名 勤務評定者研修　77名　以上の研修を実施しました			
H24		・ 人材育成基本方針に基づき、研修計画を策定し、それに基づき各種研修を実施する ・ 職員の自主研究活動を支援する制度の新設 ・ 民間企業派遣研修を実施						
	評価	＜今後の課題、展開方針、理由＞						
3月時点 評価	継続	人材育成基本方針のめざすべき職員像を視野に入れ、研修の充実、派遣研修の実施、自己啓発の奨励に努めます						
行政改革推進本部の指示事項		（2）現状推進						
行政改革推進審議会の意見								

⑤ 定員・給与等の適正管理

関市定員適正化計画に基づき、適正な定員管理に取り組むとともに給与制度の適正化に取り組みます。また、各種の手当てについて、趣旨や社会情勢の変化などを踏まえ、引き続きそのあり方を見直します。

目 標 (値)		適正な定員管理		担 当 課	職員課			
取組スケジュール			23年度	状況	24年度	25年度	26年度	27年度
定員適正化計画の推進			実施	○	→	→	→	→
状況欄には進捗状況を記入 ◎計画より進んでいる ○計画通り △計画より遅れがある ×根本的な計画変更								
年度		計 画			実 施			
H23		・ 職員定員適正化計画の推進 ・ 給与制度の適正化			・ H22に策定したH23～H26までの適正化計画に基づき職員数の削減を実施しました ・ 各施設の指定管理者化による人員減をしました ・ 給与条例を改正しました			
H24		・ 継続して職員定員適正化、給与制度の適正化に努めます						
	評価	＜今後の課題、展開方針、理由＞						
3月時点 評価	継続	組織改正、指定管理等の状況に合わせて、職員数や給与の適正化に取り組めます						
行政改革推進本部の指示事項		(2) 現状推進 市民ニーズは複雑多様化し、権限委譲がより一層推進されることが予想される。権限委譲に伴う事務の増加に対応する職員の確保も課題である。事務の合理化、市民との協働による役割分担、権限委譲による事務量の増加を加味して、職員の定数管理を行うよう指示する						
行政改革推進審議会の意見								

(2) 市の活動を簡素化します

① 広報の発行配布の効率化

広報紙の個人発送の必要性を検証し、公共施設やコンビニなどでの配布を実施することで、個人発送の廃止を進めます。
また、同時配布する他の配布物の削減にも取り組みます。

目 標（値）		個人発送の廃止			担 当 課	総務管財課・秘書広報課		
取組スケジュール			23年度	状況	24年度	25年度	26年度	27年度
個人発送の廃止			調査研究	○	方針決定	実施	→	→
状況欄には進捗状況を記入 ◎計画より進んでいる ○計画通り △計画より遅れがある ×根本的な計画変更								
年度		計 画			実 施			
H23		・広報紙の常設店舗の拡大と、関係規程の改正が終了するまでの間、現在の配布方法を維持する ・個人発送の新規申込者へは、広報紙常設店舗での配布方法を紹介し、集合住宅等へは広報紙の一括発送の協力依頼をし、個人発送の削減を図る ・広報紙と同時配布する班回覧等の文書の削減を図る			・個人発送の新規申込者へは、広報紙の常設店舗で配布していることを紹介し、協力をお願いしました ・集合住宅へは一括発送の協力依頼をしました。 ・市内のコンビニエンスストアに広報紙を設置し、設置店舗数の増加に取り組みました			
H24		・広報紙の常設店舗の拡大、「関市広報発行規則」「関市自治会コミュニティ活動奨励金交付規則」の一部改正等、広報紙の個人発送の廃止に向けての準備を進める						
	評価	＜今後の課題、展開方針、理由＞						
3月時点 評価	継続	現在の配布方法を維持しながら、広報紙の常設店舗の拡大と関係規程の改正について関係課と進めます。個人発送の廃止に理解を求めるとともに、広報誌常設店舗での配布を利用していただくよう努めます						
行政改革推進本部の指示事項		(2) 現状推進						
行政改革推進審議会の意見								

② イベントに従事する職員削減

スポーツ、産業、文化等様々な分野でのイベントに従事する職員を削減し、ワークシェアリングを進めます。

目 標（値）		イベントに従事する職員を5年間で5割減			担 当 課	職員課・秘書広報課・イベント関連課		
取組スケジュール			23年度	状況	24年度	25年度	26年度	27年度
イベントに従事する職員の削減			実施	△	→	→	→	→
状況欄には進捗状況を記入 ◎計画より進んでいる ○計画通り △計画より遅れがある ×根本的な計画変更								
年度		計 画			実 施			
H23		・現状を把握し、調査結果を集計する ・年度末に実績報告及び翌年度のイベント計画を提出してもらいイベント計画をとりまとめる			・取組み経過の確認ができる調査様式を作成しました ・調査票を集計し、59のイベントの整理を継続中です ・イベント従事職員削減の考え方をH24にまとめます ・H22実績673人→H23計画時点501人に削減			
H24		・調査結果を集計し、H23年度実績を報告する ・イベント関係課で情報を共有し、従事職員数及び経費の削減に向けた取組みの確認						
	評価	＜今後の課題、展開方針、理由＞						
3月時点 評価	見直し で継続 (改善)	目的が明確化し、前例踏襲で開催されているイベントがないかを意識的に確認する習慣をつける必要があります、平成23年度上半期に実施した調査結果の集計及び検証を実施できなかったため、早急に実施する必要があります。具体的な成果を挙げるためには、具体的な行動目標・目標数値（イベントを廃止する、イベントに従事する職員を何名削減する等）を設定し、PDCAサイクルを効果的に回すことが必要と思われるため、調査方法や秘書広報課から発信する各課への指示について、効果的な手法を検討します						
行政改革推進本部の指示事項		（3）進行強化 イベントの目的やねらいが明確にされているか、伝統文化の継承や地域振興、新しい文化振興等に繋がるイベントなのか、来場者アンケート調査の分析など個々のイベントを検証するよう指示する 中高校生や大学生のボランティアによる運営を検討するよう指示する						
行政改革推進審議会の意見								

(3) 公営企業等の健全経営を推進します

① 水道事業の健全化

水道施設や配水管の更新時期を迎え、その経費が必要になることから、業務委託などによる経費の節減に取り組むとともに、安全な水を提供するために市民の理解を得ながら必要な料金改定を図ります。

目 標 (値)		料金の改定			担 当 課	水道課		
取組スケジュール			2 3 年度	状 況	2 4 年度	2 5 年度	2 6 年度	2 7 年度
料金の改定			調査協議	○	実施	→	→	→
状況欄には進捗状況を記入 ◎計画より進んでいる ○計画通り △計画より遅れがある ×根本的な計画変更								
年度		計 画			実 施			
H23		・水道料金改定について協議			・老朽管の更新及び経営の健全化を進めるため、水道料金の改定を行うにあたり、上下水道経営審議会の3回目を開催しました（H22に2回開催） ・第4回経営審議会において決定された水道料金の改定の答申書が市長に提出されました ・市内26箇所の会場で水道料金値上げについて、説明会を開催しました			
H24		・業務の効率化や経費の削減を行うため、料金徴収などの業務委託の検討を進める ・料金改定を実施する						
	評価	＜今後の課題、展開方針、理由＞						
3月時点 評価	継続	市内全域の自治会に料金改定の説明会を行い、水道料金値上げについては概ね理解を得ました。今後は水道料金の値上げについて、市議会に議案を上程し承認を得た後、値上げを実施し適切な受益者負担に努めます						
行政改革推進本部の指示事項		(2) 現状推進						
行政改革推進審議会の意見								

② 下水道事業の健全化

下水道事業については、受益と負担の公平性を図り、安定経営の観点から料金改定を図ります。

目 標 (値)		料金の改定		担 当 課	下水道課		
取組スケジュール		2 3 年度	状況	2 4 年度	2 5 年度	2 6 年度	2 7 年度
料金の改定		調査協議	○	実施	→	→	→
状況欄には進捗状況を記入 ◎計画より進んでいる ○計画通り △計画より遅れがある ×根本的な計画変更							
年度		計 画		実 施			
H23		・ 下水道料金改定について協議		・ 経営の健全化を進めるため、下水道料金の改定を行うにあたり、上下水道経営審議会の3回目を開催しました（H22に2回開催） ・ 第4回経営審議会において決定された下水道料金の改定の答申書が市長に提出されました ・ 市内26箇所の会場で下水道料金値上げについて、説明会を開催しました			
H24		・ 業務の効率化や経費の削減を行うため、料金徴などの業務委託の検討を進める ・ 料金改定を実施する					
	評価	〈今後の課題、展開方針、理由〉					
3月時点 評価	継続	市内全域の自治会に料金改定の説明会を行い、下水道料金値上げについては概ね理解を得ました。今後は下水道料金の値上げについて、市議会に議案を上程し承認を得た後、値上げを実施し適切な受益者負担に努めます					
行政改革推進本部の指示事項		(2) 現状推進					
行政改革推進審議会の意見							

③ 食肉センターの運営見直し

食肉センターについて、新食肉基幹市場の建設に向けて、と場を管理する２市１町と食肉関係団体とで構成する「岐阜県食肉基幹市場建設促進協議会」による協議を進め、施設の統合の実現を図ります。

目 標（値）		施設運営の見直し		担 当 課	農務課			
取組スケジュール			2 3年度	状況	2 4年度	2 5年度	2 6年度	2 7年度
施設運営の見直し			調査協議	○	→	→	方針決定	実施
状況欄には進捗状況を記入　◎計画より進んでいる　○計画通り　△計画より遅れがある　×根本的な計画変更								
年度		計 画			実 施			
H23		・統合後の新食肉センター建設にかかる、補助事業の検討、補助金以外の資金の調達、事業実施主体の作出をおこない、統合計画を具体化する			・補助事業については、農林水産省に確認しました。 ・資金調達について、県内全市町村から負担金をいただけるよう説明に回り、約2／3の市町村の理解は得られました ・事業主体については、再度検討が必要となっています			
H24		・統合後の新食肉センター建設にかかる、補助事業の検討、補助金以外の資金の調達、事業実施主体の作出をおこない、統合計画を具体化する						
	評価	＜今後の課題、展開方針、理由＞						
3月時点 評価	継続	岐阜県食肉基幹市場建設促進協議会のもと、事業実施主体の作出、市町村負担金の依頼について、さらに活動を進めていきます						
行政改革推進本部の指示事項		(2) 現状推進						
行政改革推進審議会の意見								

④ 公設地方卸売市場の指定管理の見直し

公設地方卸売市場については指定管理者制度による管理運営を行っていますが、民間譲渡も前提とした指定管理の見直しを行います。

目 標 (値)		民間への売却		担 当 課	商工課			
取組スケジュール			2 3 年度	状 況	2 4 年度	2 5 年度	2 6 年度	2 7 年度
民間への売却			調査協議	△	→	→	方針決定	実施
状況欄には進捗状況を記入　◎計画より進んでいる　○計画通り　△計画より遅れがある　×根本的な計画変更								
年度		計 画			実 施			
H23		・借地が施設の建物のなかにあるため、民間への売却が困難な状況ではあるが、引き続き粘り強く地権者と用地の購入について交渉を継続する。なお、市債の償還が完了するH26までは譲渡は困難であり、また、指定管理の期間がH25～H27の3年間であるため、実施時期はH28を見込む			・地権者と土地購入の交渉は継続しているものの、借地契約当初より 2 0 年以上たち、また当時から複雑な条件、経緯等が絡み、当面買収は困難な状況であるが、引き続き粘り強く地権者と用地の購入について調整します ・市場の売上はピーク時の 6 割となってきたので、管理運営方法等の検討する必要があります			
H24		・借地が施設の建物のなかにあるため、民間への売却が困難な状況ではあるが、引き続き粘り強く地権者と用地の購入について交渉を継続する。なお、市債の償還が完了するH26までは譲渡は困難であり、また、指定管理の期間がH25～H27の3年間であるため、実施時期はH28を見込む						
	評価	＜今後の課題、展開方針、理由＞						
3月時点 評価	継続	市債の償還完了するH26までは、譲渡は難しく、その間の指定管理期間がH25～H27であるため、実施は最短でもH28となります。しかし、その間に借地問題を解決することは相当な困難が予想され、借地のままの譲渡することも検討する必要があります						
行政改革推進本部の指示事項		(3) 進行強化 実施計画の取組みスケジュールではH27実施となっているが、H23・H24計画ではH28に実施が見込まれている。既に計画通りに進まないことが判明しているのであれば、計画の見直しを指示する						
行政改革推進審議会の意見								

⑤ 一部事務組合の負担金見直し

一部事務組合について、組合運営の効率化と組合の負担金の軽減を図るための見直しを行います。

目 標（値）		負担金の削減		担 当 課	企画政策課			
取組スケジュール			23年度	状況	24年度	25年度	26年度	27年度
一部事務組合の事務見直し			実施	○	→			
負担金の見直し						実施		
状況欄には進捗状況を記入　◎計画より進んでいる　○計画通り　△計画より遅れがある　×根本的な計画変更								
年度		計 画			実 施			
H23		・ 現状把握、調査研究し、中濃広域事務所及び関係各課との協議を実施する ・ 今後取り組むべき事項及び課題等の整理をする			・ 一部事務組合で行っている業務についての将来の運営のあり方や、一部事務組合自体の運営の方向性について研究し、課題の整理を行いました ・ 中濃地域広域行政組合財政調整基金が枯渇するため、基金からの繰入により経営を維持してきましたが財源が不足してくるので、負担金で補うのか料金等に転嫁させるのか検討を要します ・ 中濃消防組合の救急指令無線のデジタル化をH25年度に実施する必要がある、構成市による負担金の増加が見込まれたため、「なか美濃ふるさと基金」を充当する調整を（可茂消防管轄区域含む）行いました			
H24		・ 現状把握、調査研究し、中濃地域広域行政組合及び関係各課、美濃市との協議を実施する						
	評価	＜今後の課題、展開方針、理由＞						
3月時点 評価	継続	中濃地域広域行政事務組合、美濃市や関係各課とともに、直近の現状を鑑み通常経費の適正化に向け研究、協議を継続します						
行政改革推進本部の指示事項		（2）現状推進						
行政改革推進審議会の意見								

(4) 第三セクター等の整理統合を推進します

① 関市社会福祉事業団の清算

関市社会福祉事業団については、平成24年3月末に清算を行います。

目 標 (値)		事業団の清算		担 当 課	福祉政策課・高齢福祉課・子ども家庭課			
取組スケジュール			23年度	状況	24年度	25年度	26年度	27年度
施設の指定管理			実施	○				
事業団の清算					実施			
状況欄には進捗状況を記入 ◎計画より進んでいる ○計画通り △計画より遅れがある ×根本的な計画変更								
年度		計 画			実 施			
H23		・つくし作業所、つばき荘、総合福祉会館、老人福祉センターの営管理方法を決定 ・つくし作業所については、あかつきと移管に当たっての協定書の締結、県への事業認定申請の支援、総合福祉会館の指定管理者の選定・決定 ・老人福祉センターの指定管理移行に伴う手続き ・松風園の民営化に伴う移行準備（新養護老人ホーム建設：社会福祉法人祥雲会、施設整備市補助金の交付。関市ディサービスセンターの修繕）			・つくし作業所は「あかつき」に、つばき荘は直営（休止措置）、総合福祉会館は指定管理、老人福祉センターは社会福祉協議会に指定管理をそれぞれ決定しました。松風園、デイサービスセンター、つくし作業所は、平成24年4月1日付で「あかつき」へ移管しました ・わかき老人福祉センターは、社会福祉協議会に、総合福祉会館は、関わかきコンソーシアムに、平成24年4月1日付で指定管理、つばき荘は、一時休止としています ・事業団の解散が決定しました。H24年度6月の清算に向け手続きを進めています			
H24		・関市社会福祉事業団の清算に伴う残務処理 ・清算予定 6月初旬、保有財産（備品等）の関市への移管 ・基本財産及び剰余金の関市への返還						
	評価	＜今後の課題、展開方針、理由＞						
3月時点 評価	継続	平成24年4月1日付で、社会福祉事業団等が管理を受託していた施設等の移管が完了し、6月初旬の清算に向けて各種手続きを行っています。順調に移管が進み、入所者も新生活に慣れてきており、特に問題の報告は受けていません。既設建物については、解体工事が速やかに着手できるように都市計画課と調整します						
行政改革推進本部の指示事項		(2) 現状推進						
行政改革推進審議会の意見								

② 関市公共施設振興事業団の清算

関市公共施設振興事業団については、平成24年3月末に清算を行います。

目 標 (値)		事業団の清算		担 当 課	総務管財課		
取組スケジュール		23年度	状況	24年度	25年度	26年度	27年度
施設の指定管理		実施	△				
事業団の清算				実施			
状況欄には進捗状況を記入 ◎計画より進んでいる ○計画通り △計画より遅れがある ×根本的な計画変更							
年度		計 画		実 施			
H23		・公共施設振興事業団が指定管理を行う施設について、民間事業者による運営管理へ移管を検討する		・理事会を開催し、事業団の解散（平成24年3月31日）、残余財産の帰属（関市）を議決しました。 平成24年3月31日解散し、理事全員が清算人となり官報へ解散公告を掲載する等、清算業務に着手しています。6月上旬には残余財産を確定し、監事による監査を受けた後に清算人会を開催し、当法人を結了する予定です			
H24		・公共施設振興事業団の清算に向け、調整を進める ・残余財産を確定し、監査を受けた後に清算人会を開催し、当法人を6月に結了する予定					
	評価	＜今後の課題、展開方針、理由＞					
3月時点 評価	継続	当法人の解散結了に向け、適切な清算業務を進めます					
行政改革推進本部の指示事項		（2）現状推進					
行政改革推進審議会の意見							

【アルファベット】

○ P F I（プライベート・ファイナンス・イニシアチブ）（P 7）

従来、公共部門が提供している公共サービスを民間主導で実施することにより、設計、建設、維持管理、運営に民間の資金とノウハウを活用し、効果的かつ効率的な公共サービスの提供を図るという考え方です。民間資金主導型の手法「小さな政府」を目指す行政改革の一環として、平成4年にイギリスで導入され、日本では平成11年7月にP F I推進法（民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律）が成立しました。

【あ行】

○ アウトソーシング（P 17）

従来内部で行われていた業務を外部に委託し、外部の専門的な機能や資源を活用することにより効率を高めるとともに、内部の業務をより重要な分野に集中させる手法です。

○ アセットマネジメント（P 42）

地方自治体が保有する施設は、高度経済成長期に建設されたものが多いため、間もなく更新時期のピークを迎えると言われています。一方、地方自治体は、ひっ迫した財政状況にあるため、施設の適正な管理により更新時期を平準化することが求められています。そこで注目されているのが、ライフサイクルコストを考慮した効率的な資産管理方法のひとつであるアセットマネジメントです。

アセットマネジメントは、不動産などの資産について、最適な時期、規模による投資を行うことによりその価値を高め、利益の最大化を図ることを目的としています。また、単なる資産の管理だけではなく、最適な配置にするための取得、処分なども含んでいます。

○ アダプト・プログラム（里親制度）（P 9）

市民と行政が協働で進める、新しい「まち美化プログラム」のことを言います。アダプト（ADOPT）とは英語で「〇〇〇を養子にする」の意味。一定期間の公共の場所を養子にみたと、市民が里親となって養子の美化（清掃）を行い、行政がこれを支援します。市民と行政が互いの役割分担を定め、両者のパートナーシップのもとで美化を進めます。

【か行】

○ 協働のまちづくり指針（P 1）

協働とは市民がお互いに、そして市民と行政がそれぞれの持つ特性を活かしながら、協力し合い、社会的課題の解決に当たることであり、そのための方針です。

【さ行】

○ 自治基本条例（P 1）

市政運営の基本理念や市民と行政との協働によるまちづくりに必要な考え方や仕組みなどの基本的なルールを定めるものです。また、市政を進めるうえで基本となる事項や他の条例、計画などを策定する際の原則を定めることから、条例の中の頂点に位置づけられ、「自治体の憲法」とも言われています。

○ 指定管理者制度 (P 5)

地方公共団体やその外郭団体に限定していた公の施設の管理・運営を、株式会社をはじめとした営利企業・財団法人・NPO 法人・市民グループなど法人その他の団体に包括的に代行させることができる（行政処分であり委託ではない）制度です。

【な行】

○ ネーミングライツ (P 20)

命名権とは、広義では人間・科学的な新発見（生物、元素など）・事象・施設・キャラクターなどに名称をつけることのできる権利を指します。この中で、施設命名権においては英語でネーミングライツ（Naming Rights）と呼ばれ、スポンサー企業の企業名や製品名などのブランド名を付けることのできる権利を指します。

施設命名権（ネーミングライツ）の導入は、施設側にとっては長期的な安定収益が得られます。一方スポンサー側にとっては施設来場者へのPR、様々なメディアへの露出・掲載等により、企業名や製品名等の認知度向上・イメージチェンジ等の効果が得られます。また、それ以外にも施設の地域社会の活性化に貢献することに繋がっていきます。

【は行】

○ ファシリティマネジメント (P 44)

ファシリティマネジメント（FM）とは、土地・建物・設備といったファシリティを対象として、経営的な視点から設備投資や管理運営を行うことにより、施設に係る経費の最小化や施設効用の最大化を図ろうとする活動です。

【わ行】

○ ワークシェアリング (P 51)

労働時間の短縮などにより、より多くの人で仕事の総量を分け合うことです。